

令和5年12月22日  
庁議資料

# 狛江市第1次再犯防止推進計画 (素案)

## 目次

第1章	はじめに.....	- 1 -
第1節	計画策定の趣旨.....	- 1 -
第2節	計画の位置付け.....	- 3 -
第3節	計画の期間.....	- 7 -
第4節	計画の策定体制.....	- 8 -
第2章	基本理念.....	- 10 -
第3章	基本目標.....	- 11 -
基本目標1	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築.....	- 11 -
基本目標2	「つながり」を実感できる地域づくり.....	- 12 -
基本目標3	社会参加を進めるシステムづくり.....	- 12 -
基本目標4	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり.....	- 12 -
基本目標5	多機関で協働して支援に当たる体制の整備.....	- 13 -
第4章	施策の総合的な展開.....	- 14 -
第1節	施策の体系.....	- 14 -
第2節	重点取組.....	- 15 -
第3節	施策一覧.....	- 18 -
第5章	計画の推進に向けて.....	- 29 -
第1節	計画の推進体制.....	- 29 -
第2節	評価体制.....	- 30 -
資料	.....	- 1 -
第1節	現状の整理.....	- 1 -
1	国・東京都の動向から見る現状.....	- 1 -
2	統計から見る現状.....	- 7 -
3	市民意識調査結果から見る現状.....	- 15 -
4	再犯防止関連団体調査結果から見る現状.....	- 26 -
第2節	課題の整理.....	- 33 -
1	国・東京都の動向から見る課題.....	- 33 -
2	市民意識調査結果から見る課題.....	- 40 -
3	再犯防止関連団体調査結果から見る課題.....	- 43 -

# 第1章 はじめに

## z 第1節 計画策定の趣旨

市では、令和2（2020）年3月に令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間を計画期間とする狛江市第4次基本構想（以下「基本構想」といいます。）を策定し、狛江市の将来都市像を

### ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～

としました。

この将来都市像を実現するための土台となり、各分野のまちづくりに共通する次の2つの「まちづくりの視点」を定めました。

### お互いを認め支え合い、ともに創る

「お互いを認め合い、ともに創る」という視点から、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるように、市民一人ひとりが思いやりを大切にし、差別や偏見のない心を持ち、お互いを支え合いながら暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。また、市民、地域を支える全ての個人や団体、事業者、関係機関、行政がお互いに連携・協働するとともに、様々な主体がそれぞれの能力を十分に発揮することで、安心して住み続けられる、持続可能な狛江らしいまちをともに創ってまいります。さらに、市民や福祉、更生保護、防犯等様々な分野の地域活動団体と行政がそれぞれの役割を担う中で市民参加と市民協働によるまちづくりを推進してまいります。

### 狛江らしさを活かす

市域面積が全国の市の中で2番目に小さく、道が平坦で、基本的に全て徒歩圏内であるという「コンパクトさ」という特性を活かし、地域のコミュニティの機能や支援の必要な人の見守り等市民同士の支え合いの機能を高める等「狛江らしさを活かす」という視点から、市の地域資源を十分に活かしたまちづくりを推進してまいります。

この2つの「まちづくりの視点」を核として、再犯防止分野におけるまちづくりを進めていくためには、矯正施設から出所又は出院（以下「出所」といいます。）された方（以下「出所者」といいます。）及び被疑者・被告人等で不起訴（起訴猶予、罰金又は執行猶予の言い渡し）となった方（以下「出所者等」といいます。）の中には、貧困、疾病、障がい等、様々な生きづらさを抱えた者がいること、そのような者が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、国、東京都、市、民間団体が一丸となって息の長い支援を実施する必要があることに留意する必要があります。そのため、保健・福祉分野のみならず、再犯防止分野においても、出所者等の複雑化・複合化した地域生活課題を解決し、市民、団体、事業者がそれぞれ役割のもと、支え合いながら、出所者等も含め市民誰もが自分らしく活躍できる地域づくりを推進するとともに、行政と連携・協働した包括的な支援体制を整備することで、

### いつまでも健やかに暮らせるまち

## 第1節 計画策定の趣旨

を目指してまいります。

出所者等が再び犯罪を犯さないようにするためには、地域で安定した生活を送ることができる環境整備が必要です。地域で安定した生活を送るためには、市民の理解も重要です。そのため、出所者等を国、東京都、市、民間団体が一丸となって息の長い支援を実施することで、犯罪の少ない安全なまちづくりを一層推進するとともに、出所者等への市民の理解を進めることを通じて、

**安心して暮らせる安全なまち**

を目指してまいります。

このようなまちを実現するため、市では狛江市第1次再犯防止推進計画（以下「再犯防止推進計画」といいます。）を策定します。

## 第2節 計画の位置付け

### 1 計画策定の経緯

出所者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者等地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。そのような者の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。

国において平成28(2016)年12月に再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)(以下「再犯防止推進法」といいます。)が公布・施行され、再犯防止推進法には、再犯の防止等に関する施策の実施等の責務が国だけでなく、地方公共団体にもあること(再犯防止推進法第4条第2項)が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対し、国の再犯防止推進計画を勘案して「地方再犯防止推進計画」を策定することが努力義務(再犯防止推進法第8条第1項)とされました。

平成29(2017)年12月には平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5年間を計画期間とする「再犯防止推進計画」(以下「国第一次再犯防止推進計画」といいます。)が閣議決定され、令和5(2023)年3月には令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」(以下「国第二次再犯防止推進計画」といいます。)が閣議決定されました。

「国第二次再犯防止推進計画」によれば、「犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、(中略)、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要」であり、「刑事司法手続を離れた者に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されるため、「地域による包摂」を進めていく上では、地域住民に身近な地方公共団体の取組が求められる」ものとしています。

市で考える「地域による包摂」とは、「社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)」と同様の考え方です。「社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)」とは、「全ての人々を孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念です。そして、社会的包摂は、狛江市福祉基本条例(令和2年条例第8号。以下「条例」といいます。)前文でその実現を目指している地域共生社会の背景となる考え方です。したがって、「地域による包摂」を推進するためには、地域共生社会の実現に向けた取組を進めることが重要です。

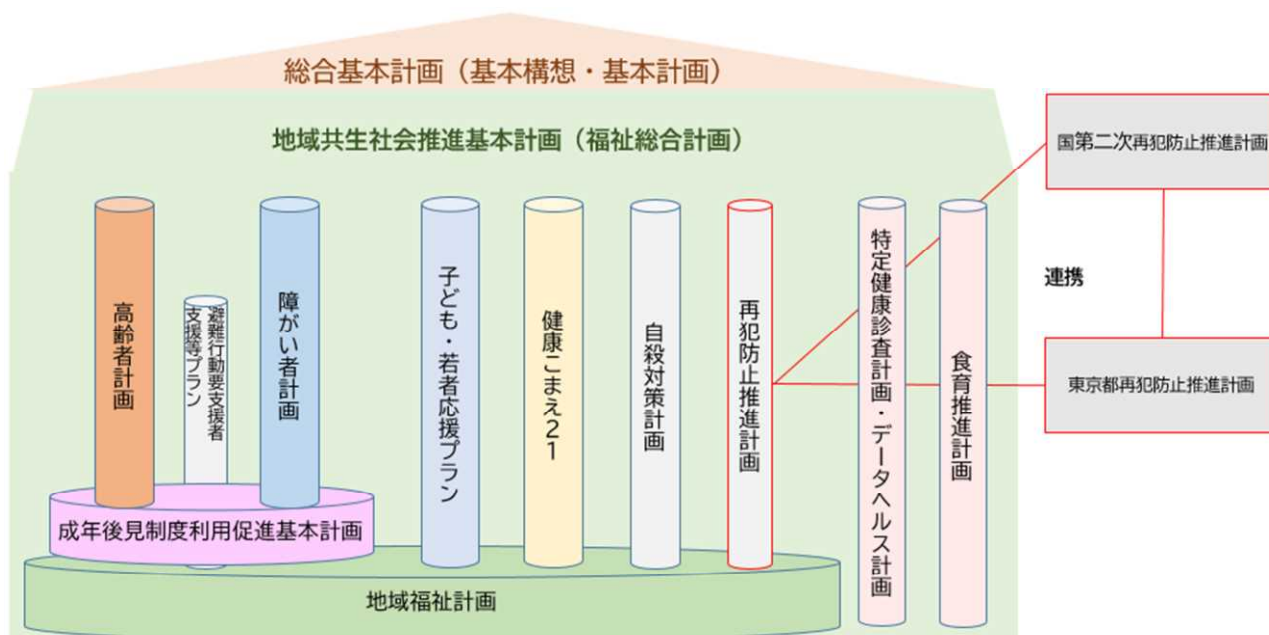
市では、刑事司法手続終了後も、国、市、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して住居、就労、保健医療、福祉、教育等に係る取組を総合的に推進することにより、出所者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備し、安心して安全な地域社会を実現することを目的として再犯防止推進計画を策定することとしました。

## 2 法令上の位置付け

再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定による「地方再犯防止推進計画」として位置付けられます。

## 3 計画体系上の位置付け

市の行政計画の体系の中で再犯防止推進計画を下図のとおり位置付けます。



※地域福祉計画…狛江市第5次地域福祉計画

※高齢者計画…狛江市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

※障がい者計画…狛江市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

※子ども・若者応援プラン…第2期こまえ子ども・若者応援プラン

※健康こまえ21…健康こまえ21（第2次）

※特定健康診査・データヘルス計画…狛江市第4期特定健康診査等実施計画・狛江市国民健康保険データヘルス計画

※食育推進計画…狛江市食育推進計画（第2次）

※自殺対策計画…いのちを支える狛江市自殺対策計画

※成年後見制度利用促進基本計画…狛江市第1期成年後見制度利用促進基本計画

※再犯防止推進計画…狛江市第1次再犯防止推進計画

※避難行動要支援者支援等プラン…狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン（令和3年修正）

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画（以下「地域共生社会推進基本計画」といいます。）では、当該計画を狛江市福祉基本条例（令和2年条例第8号。以下「条例」といいます。）第5条第1項の規定による「福祉総合計画」として位置付けております。

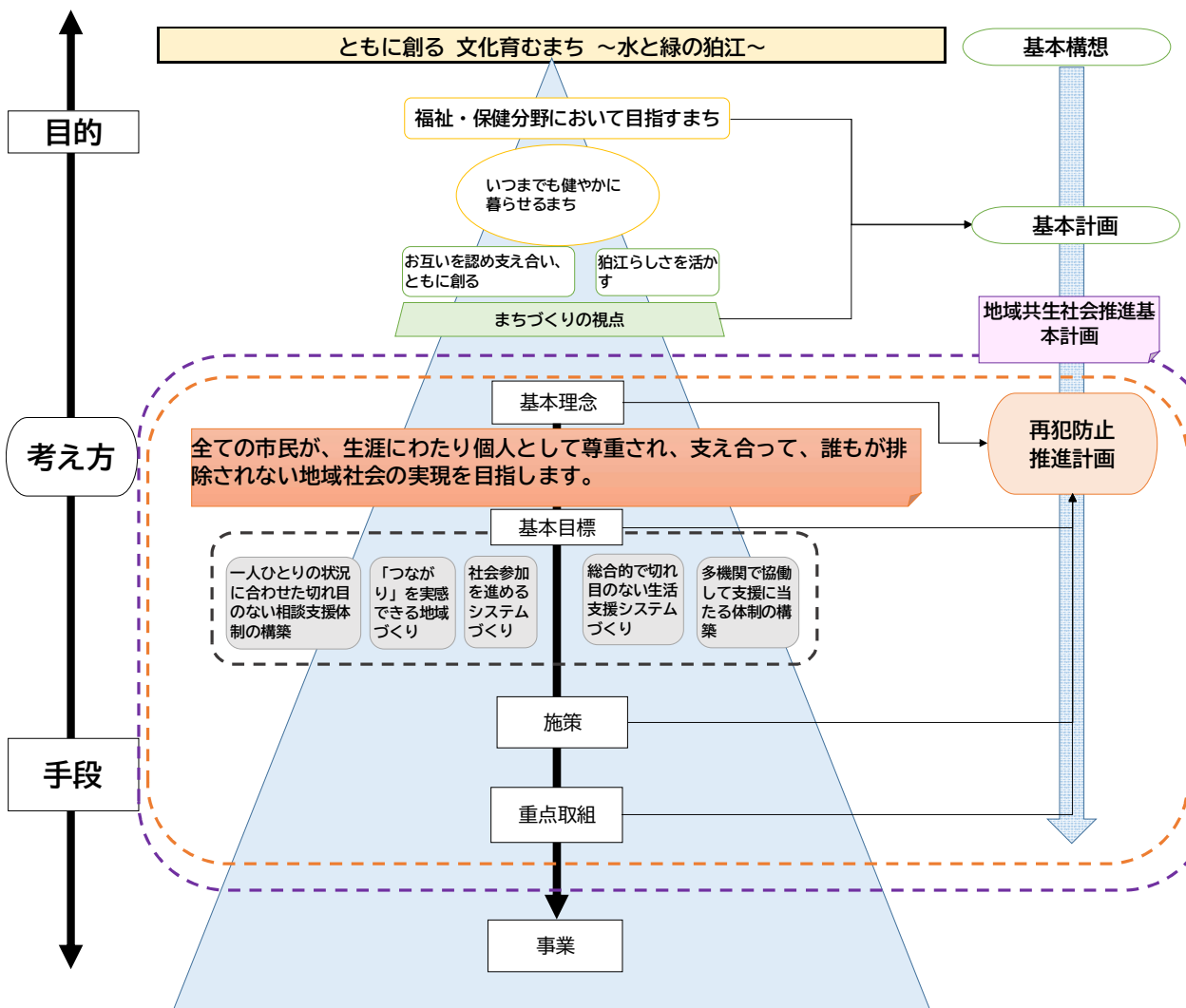
再犯防止推進計画を条例第5条第2項及び第3項第1号並びに狛江市福祉基本条例施行規則（平成6年規則第30号）第5条第1項第11号の規定により保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした市民への社会復帰支援のあり方に関する事項を定める計画として、地域共生社会推進基本計画及び地域福祉計画の下位計画として位置付けます。

なお、再犯防止推進計画では再犯防止推進を地域共生社会の実現に向けた取組の1つとして位置付け、一体的に展開を図ることが重要であることから、再犯防止推進計画の策定に当たっては、地域共生社会推進基本計画と共通の基本理念及び基本目標の下、施策を推進します。

## 4 計画の全体像・計画で記載する事項

### (1) 計画の全体像

再犯防止推進計画の全体像は、下図のとおりです。



(2) 計画で記載する事項

再犯防止推進計画で記載する主たる事項は、基本理念（第2章）、基本目標（第3章）施策（第4章）及び重点取組（第4章）です。

なお、事業については、この計画に基づき年度ごと、重点取組ごとに事業の取組状況をとりまとめ、進捗管理を行います。

概念	内容
基本理念	「基本的価値観」のもと、再犯防止推進のまちづくりとして達成すべき長期的な「目的」を示すものです。
基本目標	基本理念を実現するための「手段」であり、再犯防止推進計画期間内において達成すべき「目的」を示すものです。
施策	基本目標を実現するための「手段」であり、実現に向けて取り組む方策、取組の方向性を示すものです。
重点取組	施策を実現するための「手段」であり、再犯防止推進計画期間内に施策の実現に向けて特に重視して取り組む具体的な方策を示すものです。
事業	重点取組を実現するための「手段」であり、行政活動の最小単位です。実施するために財源が必要となる事業については、予算による裏付けが必要です。



### 第3節 計画の期間

計画期間は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。

計画の期間

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
狛江市基本構想	第4次(令和2(2020)年度～)								
狛江市基本計画	前期(令和2(2020)年度～)				後期				
地域共生社会推進基本計画				第1次					
再犯防止推進計画				第1次					

## 第4節 計画の策定体制

### 1 市民意識調査等の実施

#### (1) 市民一般調査

狛江市地域福祉計画等の策定等に係る市民意識調査（以下「市民意識調査」といいます。）と同時に下表の市民一般調査において、再犯防止推進に関する内容について調査を行いました。

#### ◆調査の概要

調査名	対象者	対象人数	サンプリング	実施手法	実施時期
市民一般調査	満16歳以上の市民	72,535名	該当者全員	狛江市LINEアカウントによるプッシュ通知。市公式ホームページ、twitter等で周知。回答はオンライン	令和5(2023)年1月13日～1月31日

#### ◆回答結果

調査名	回答者	回収率	回答者年齢構成等					【参考】前回調査	
市民一般調査	1,278名	1.8%	10歳代	0.2%	40歳代	22.9%	70歳代	10.5%	498名に対して240名回答（回答率48.2%）
			20歳代	4.6%	50歳代	22.6%	80歳以上	2.4%	
			30歳代	17.2%	60歳代	19.5%	無回答	0.2%	

#### (2) 再犯防止関連団体調査

下表の関係機関・施設・団体にアンケート調査を実施しました。

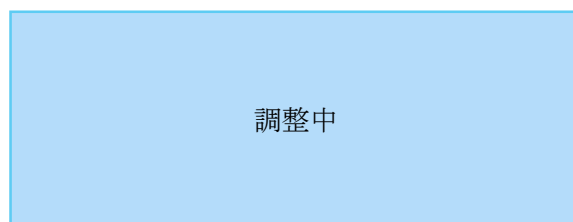
#### ◆調査の概要

調査名	対象団体	対象団体数	サンプリング	実施手法	実施時期
再犯防止関連団体調査	市近隣の矯正施設、刑事司法関係機関、更生保護施設及び市内関係団体等	19団体	-	アンケート調査 郵送法	令和5(2023)年1月16日～2月7日

#### ◆回答結果

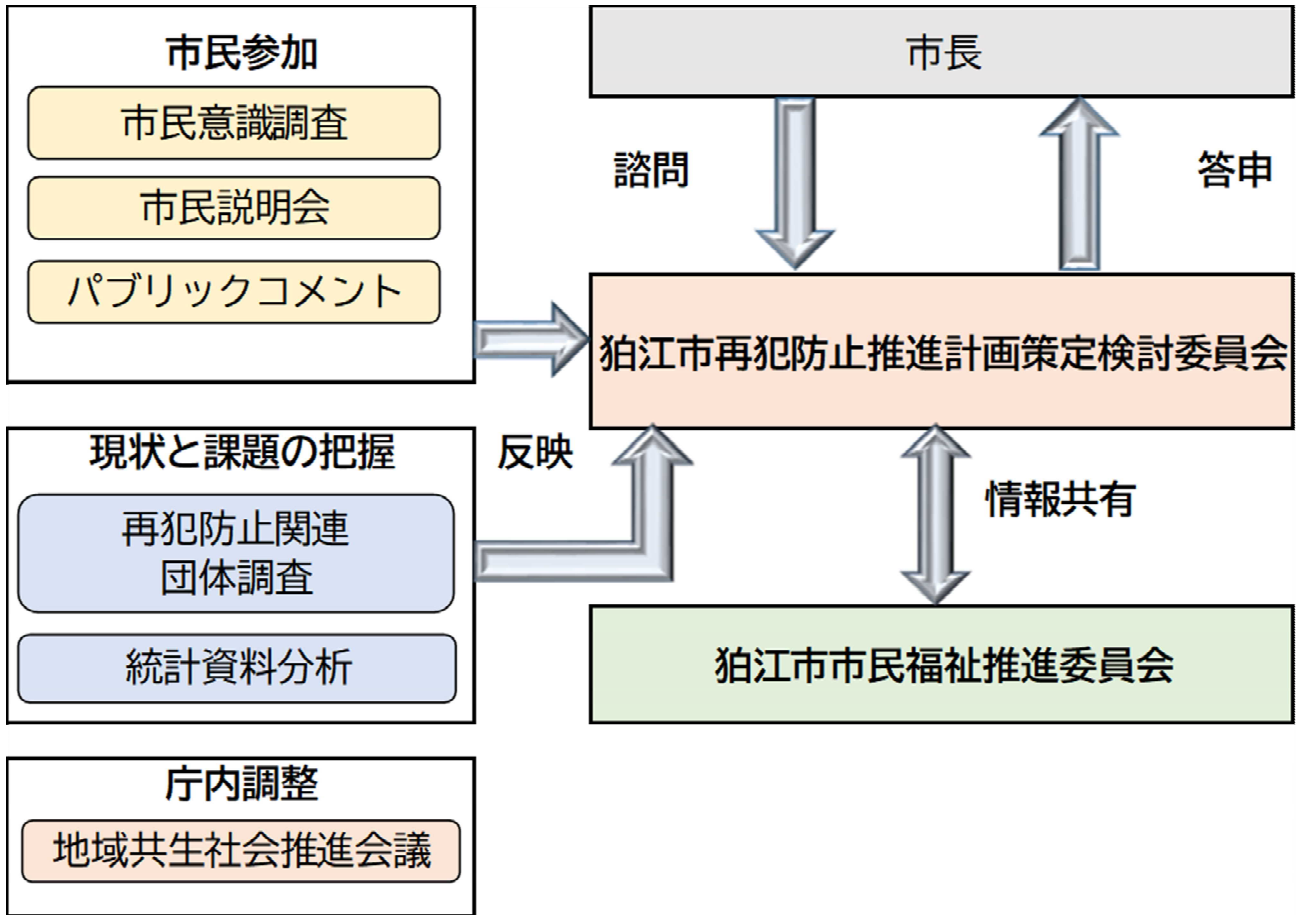
調査名	回答団体数	回収率	回答団体構成等
再犯防止関連団体調査	16団体	84.2%	矯正施設5団体、刑事司法関係機関5団体 更生保護施設1団体、市内関係団体等5団体

### 2 市民説明会・パブリックコメントの実施



### 3 附属機関等における調査・審議

狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会を中心に再犯防止推進計画に係る調査・審議を行いました。



## 第2章 基本理念

全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。

基本理念とは、「基本的価値観」のもと、達成すべき「目的」を示すものです。

再犯防止推進計画では、「全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重されること」及び「全ての市民が支え合うこと」この2つの「基本的価値観」のもと、「誰もが排除されない地域社会の実現」という「目的」の達成を目指します。この「目的」は、高齢者人口及び高齢化率のいずれも令和32（2050）年にピークを迎えることが推計されることを踏まえ、令和22（2040）年までに達成すべき長期的なビジョンとして掲げるものです。

### 1 基本的価値観

#### （1）「全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重されること」

全ての市民がどのような状況におかれたとしても、個人として尊重されることは、条例第3条第1項の規定により掲げる市民福祉の基本理念であり、再犯防止施策、認知症施策、障がい者施策、権利擁護支援施策等様々な施策を推進するに当たり、共通する基本的な価値観です。

#### （2）「全ての市民が支え合うこと」

かつては、地域の相互扶助、家族同士の助け合い等の支え合いの機能が存在しましたが、少子高齢化の進展や家族形態の変化等により、支え合いの基盤が弱まってきています。

このような状況を踏まえ、市は、保健及び福祉関係部署のみならず、全ての部署が一体となって、市民及び事業者とともにそれぞれの役割を果たしながら、再犯防止推進のため、包括的な支援体制の構築を進めるとともに、相互に支え合うことを通じて、多様性を認め合い、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

### 2 目的

再犯防止推進計画では、1で掲げた基本的な価値観のもと、全ての市民のであい・ふれあい・ささえあいを大切にし、ともに力を合わせ、お互いにやさしい、うるおいとやすらぎのある再犯防止のまちづくりを進め、市民誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。

## 第3章 基本目標

基本目標とは、第2章で掲げた基本理念を実現するために第1章第3節で掲げた再犯防止推進計画の計画期間（令和6(2024)年度～令和11(2029)年度）内で達成すべき目標を掲げたものです。

基本目標1	・一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築
基本目標2	・「つながり」を実感できる地域づくり
基本目標3	・社会参加を進めるシステムづくり
基本目標4	・総合的で切れ目のない生活支援システムづくり
基本目標5	・多機関で協働して支援に当たる体制の構築

### 基本目標1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

矯正施設に在所又は在院（以下「在所」といいます。）されている方（以下「在所者」といいます。）及び出所者等で支援を必要とする全ての方が、必要とする支援を受けられる仕組みづくりを進めます。現在、市では従来の枠組みでは対処しきれない、複雑化・複合化した地域生活課題や新たな地域生活課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう、新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築を進めております。今後は、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体として実施し、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題を解決する複数の相談支援機関等相互間のネットワークによる支援体制づくりを進めます。

しかしながら、在所者及び出所者等の中には市、民間支援団体等の各種相談窓口を知らない方、知っていてもどの窓口で相談してよいか分からない方がいらっしゃいます。このような在所者及び出所者等に向けて分かりやすく各種相談窓口を周知する必要があります。

出所者等で社会的に孤立されている方や孤独を感じている方、自ら支援を望まない方等自ら支援につながる人が難しい人の中には、積極的に支援の対象者を発見するためのアウトリーチ等を行うことにより、早期に支援につなげるとともに、アセスメントや支援を目的としたアウトリーチを通じた継続的支援を行うことにより、本人との関係性を構築する支援を行います。さらに、出所者等で社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な方には、本人及びその世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復するような支援をする等重層的な支

援を進めてまいります。

## 基本目標2 「つながり」を実感できる地域づくり

国は、市、民間協力者と連携して、再犯防止啓発月間や“社会を明るくする運動”強調月間を中心として、広く市民が出所者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業を推進しています。また、出所者等の地域社会への復帰支援は、出所者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行う等の活動を行う保護司や出所者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS (Big Brothers and Sisters) 会等の更生保護ボランティアや民間協力者の活動に支えられています。

しかしながら、市民意識調査結果によれば、これらの事業や更生保護団体の市民への周知度は高いとはいえず、出所者等の立ち直りについてはどちらかといえば距離を置きたいとする市民が多くなっており、市民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状にあります。このような現状を踏まえ、更生の意欲を有する在所者及び出所者等が、責任ある社会の構成員として受入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を分かりやすく効果的に広報する等して、広く市民の関心と理解が得られるよう施策を推進する必要があります。

このような地域づくりを進める中で出所者等の社会的孤立を防ぎ、不安や孤独感を抱えた出所者等が悩みを分かち合い、出所者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備してまいります。

## 基本目標3 社会参加を進めるシステムづくり

就労継続支援（B型）事業や就労準備支援事業など既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、出所者等のニーズ・希望と地域の資源との間の丁寧なマッチング、出所者等のために、社会復帰及び地域での生活への定着支援、就労支援、修学支援等を行ってまいります。

また、地域において住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所において出所者等が地域社会の一員として参加できる機会を創出します。

非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を推進します。

これらの取組を通じて、狭間のニーズのある出所者等が地域社会に参加できるシステムを構築していきます。

## 基本目標4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

出所者等及びその家族が地域で豊かに暮らすためには、福祉サービスを必要とする出所者等やその世帯が抱える様々な課題、例えば、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育、防災・防犯、地域社会からの孤立等の課題を出所者等を支える関係者・機関・団体（以下「支援関係者等」といいます。）が把握し、支援関係者等同志の連携等により、フォーマル、インフォーマルなサービスを活用して、総合的で切れ目のない生活支援システムを構築してまいります。総合的で切れ目のないシステム構築に当たっては、在所者の帰住予定地が市となっている場

合には、在所中から矯正施設や刑事司法機関と市及び支援関係機関との間で福祉、医療等のサービスの円滑な提供に向けた調整を進めてまいります。

また、保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいるため、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要があります。

## 基本目標5 多機関で協働して支援に当たる体制の整備

出所者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、東京都、市、地域の保健・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、出所者等が地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備する必要があります。

環境の整備に当たっては、出所者等並びにその世帯に様々な複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題等があり、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、重層的支援体制整備事業の重層的支援会議及び支援会議における協議等を通じて、福祉関係機関・団体のみならず、矯正施設、刑事司法機関、更生保護機関・施設・団体等の多機関で協働して、地域生活課題や支援の方向性について協議をすることのできるような体制の整備を進めます。

社会復帰支援に当たっては、市に帰住予定の在所者については、出所に向けてあらかじめ矯正施設、刑事司法機関等と調整を進める等在所者が円滑に地域社会に立ち戻っていくことができる体制を整備します。

# 第4章 施策の総合的な展開

## 第1節 施策の体系

### 基本目標を踏まえた施策の体系

5つの基本目標を踏まえ、下図の施策の体系により施策を推進します。

全ての市民が、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。支え合って、 基本理念	<b>基本目標1</b>	施策No	施策	関連頁
	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-1	在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。	18
		1-2	出所者等及びその家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。	18
	<b>基本目標2</b>	施策No	施策	関連頁
	「つながり」を実感できる地域づくり	2-1	市民への更生保護団体及び「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。	19
		2-2	市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。	20
	<b>基本目標3</b>	施策No	施策	関連頁
	社会参加を進めるシステムづくり	3-1	出所者等の就労支援体制の構築を推進します。	21
		3-2	出所者等が地域社会の一員として関わられる環境整備を推進します。	22
		3-3	出所者等の修学支援の体制の構築を推進します。	22
		3-4	児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。	22
	<b>基本目標4</b>	施策No	施策	関連頁
	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-1	新たな保護司候補者を確保し、保護司等が出所者等への支援等を円滑に行える支援体制の強化を推進します。	23
		4-2	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。	24
		4-3	出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進します。	25
		4-4	依存症等の出所者等が出所の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援体制の構築を推進します。	26
		4-5	出所者等の家族への支援に向けた体制の構築を推進します。	26
	<b>基本目標5</b>	施策No	施策	関連頁
	多機関で協働して支援に当たる体制の構築	5-1	再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。	27
		5-2	在所者の出所に向けて矯正施設、刑事司法機関等との連携体制の構築を推進します。	27
5-3		出所者等の出所の前後に多機関で協働した支援を推進します。	28	



## 第2節 重点取組

### 1 重点取組とは

重点取組とは、施策を実現するための「手段」であり、再犯防止推進計画期間内に施策の実現に向けて特に重視して取り組む具体的な方策を示すもので、同じ目的を持つ主要事業をまとめたものです。

### 2 重点取組設定の考え方

(1) 次の4つの視点から重点取組を設定します。

No.	重点取組設定の視点	説明
①	本人の自己決定権の尊重	在所者及び出所者等に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識をかん養した上で、それぞれが抱える課題に応じた支援を充実させていく必要があります。
②	予防と早期発見・早期支援	再犯者率は上昇傾向にあり、新たな被害者を生まない安心・安全な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取組が重要です。
③	一人ひとりに寄り添う支援	・出所者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにする必要があります。 ・再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、又は財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行う必要があります。
④	つながりの創出	・出所者等が支援にアクセスできるよう、出所者等のアクセシビリティ（アクセスの容易性）を高めていく必要があります。 ・市民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する在所者及び出所者等が、責任ある地域社会の構成員として受け入れられるよう、広く市民の関心と理解が得られるものとしていく必要があります。

(2) 4つの視点は、以下の国の動向・市の現状と課題を踏まえて設定しました。

#### ア 再犯防止の現状と再犯防止施策の重要性

我が国の刑法犯の認知件数は、平成8（1996）年以降毎年戦後最多を記録し、平成14（2002）年（285万3,739件）にピークを迎えましたが、平成15（2003）年以降は減少を続け、令和3（2021）年（56万8,104件）には戦後最少となりました。他方、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は上昇傾向にあり、令和3（2021）年には48.6

パーセントと刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。この傾向は調布警察署管内でも同様であり、新たな被害者を生まない安心・安全な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取組が重要です。

イ 国の再犯防止推進計画等検討会における国第一次再犯防止推進計画の課題

再犯防止推進計画等検討会（以下「検討会」といいます。）では、

- ①個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識をかん養した上で、それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要があること
- ②支援を必要とする者が支援にアクセスできるよう、支援を必要とする者のアクセシビリティを高めていく必要があること
- ③支援へのアクセス自体が困難な者が存在するため、訪問支援等のアウトリーチ型支援を実施していく必要があること
- ④地方公共団体における再犯の防止等に向けた取組をより一層推進するため、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要があること

などの課題が確認されています。

ウ 再犯防止推進計画等検討会における国第二次再犯防止推進計画の方向性

検討会では、

- ①出所者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること
- ②就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、出所者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること
- ③国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携をさらに強固にすることが方向性として示されています。

エ 国第二次再犯防止推進計画の基本方針

- ①出所者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること
- ②出所者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、又は財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、出所者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと
- ④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取

する等して見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする

- ⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する出所者等が、責任ある社会の構成員として受入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報する等して、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと

が基本方針として示されています。

#### オ 市の現状と課題

市民意識調査において、再犯防止施策として市は何をするべきか尋ねたところ、「犯罪をした方に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設等の機関や民間団体で構成）を作り社会的孤立を防ぐ」が50.0%と最も多くなっております。出所者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、病院、学校、福祉施設等の機関や民間団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進することが必要です。

また、市民意識調査によると、出所者等の立ち直りに協力したいかについては、「(どちらかといえば) 思う」が26.9%に対して、「(どちらかといえば) 思わない」が47.2%、「分からない」が25.3%となっています。協力したいと思わない理由については、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」が51.5%、「犯罪をした方と、どのように接すればよいか分からないから」が47.2%、「犯罪をした方と、関りを持ちたくないから」が42.2%となっており、犯罪をした人の立ち直りについてはどちらかといえば距離を置きたいとする市民が多くなっています。更生の意欲を有する出所者等が、責任ある地域社会の構成員として受入れられ、「誰一人取り残さない」地域社会の実現のためには、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報する等して、市民にとって再犯の防止等に関する施策を身近なものとし、広く市民の関心と理解が得られるものとしていくことが求められます。

## 第3節 施策一覧

本節では、第1節の施策体系に従い、施策ごとに下表のとおり施策、現状・課題、視点、重点取組等を掲げることにより、施策の総合的な展開を推進します。

### 基本目標1：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

施策 No.	施策	関連頁
1-1	在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉総合相談窓口を設置し、切れ目のない相談支援をしています。(事業の実施状況より)</li> <li>・在所者、出所者等及び再犯防止関係団体への福祉総合相談窓口の周知が必要です。(再犯防止関連団体調査より)</li> </ul>		
<b>視点(※)</b>		<b>重点取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①本人の自己決定権の尊重</li> <li>③一人ひとりに寄り添う支援</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進</li> <li>・相談窓口の機能役割の明確化</li> </ul>

※視点…第2節の重点取組設定の視点のことで。

施策 No.	施策	関連頁
1-2	出所者等及びその家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉的課題を抱える在所者、出所者等で相談窓口に行くことができない者や行きたくない者、相談窓口を知らない者、制度の枠組みに入れないものの支援が必要な者等へのアウトリーチ支援、伴走型支援が求められています。(再犯防止関連団体調査より)</li> </ul>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>②予防と早期発見・早期支援</li> <li>③一人ひとりに寄り添う支援</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・在所中又は勾留中からの支援関係者等の情報共有、支援準備等の連携体制の構築</li> <li>・市職員、市内福祉関係者への再犯防止に係る研修等による相談支援機能の強化</li> </ul>

基本目標2：「つながり」を実感できる地域づくり

施策 No.	施策	関連頁
2-1	市民への更生保護団体及び「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。	14
現状・課題		
<p>・保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行う等の活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在です。また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティアは、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行っています。（国第二次再犯防止推進計画より）</p> <p>・更生保護団体の市民への周知度は保護司が55.5%、更生保護女性会が6.6%、協力雇用主が12.4%、BBS会が1.6%となっております。（市民意識調査（市民一般調査）より）</p> <p>・市は、国、東京都（警視庁）、民間協力者と連携して、「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」強調月間を中心として、広く国民が犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業を推進する必要があります。（国第二次再犯防止推進計画より）</p> <p>・「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」を聞いたことがあるか伺ったところ、50%以上の方が「両方とも聞いたことがない」と回答しています。（市民意識調査（市民一般調査）より）</p>		
視点	重点取組	
③一人ひとりに寄り添う支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更生保護団体の周知の推進</li> <li>・「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等を通じた再犯防止に関する取組の周知・啓発活動の実施</li> </ul>	

第3節 施策一覧

施策 No.	施策	関連頁
2-2	市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<p>・出所者等の立ち直りに協力したいと「思わない」と回答された方及び「どちらかといえば思わない」と回答された方を合わせると半数近くになります。「思わない」理由として51.5%の方が「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」、47.2%の方が「犯罪をした人と、どのように接すればよいか分からないから」、42.2%の方が「犯罪をした人と、関わりを持ちたくないから」という理由を挙げられています。(市民意識調査(市民一般調査)より)</p>		
視点	重点取組	
④つながりの創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と愛光女子学園の在り者との交流機会創出の支援</li> <li>・市民への出所者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進</li> <li>・市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力</li> </ul>	

基本目標3：社会参加を進めるシステムづくり

施策 No.	施策	関連頁
3-1	出所者等の就労支援体制の構築を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<p>・保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないこと等の課題に対応するため、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練・刑務作業の実施等をさらに充実させる必要があります。 （国第二次再犯防止推進計画より）</p> <p>・市内の協力雇用主は6社で、実際に雇用の実績がある雇用主が3社となっており、協力雇用主の職種には偏りがあります。（国の事業の実施状況より）</p> <p>・矯正施設から仮釈放された場合等には、社会での更生をサポートし再犯を防止するため保護観察に付されますが、保護観察終了時に無職であった人の再犯率は24.8%で、職があった人の再犯率（7.8%）に比べて約3倍高くなっています。（平成25(2013)年～29(2017)年、法務省統計資料より）</p> <p>・出所者等の就労確保のための国の施策としては、矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」及び保護観察所が民間の就労支援事業者に委託して実施している「更生保護就労支援事業」によるきめ細かな就労支援策が実施されていますが、保護観察終了者に占める無職者率は21.3%に及びます。（平成31・令和元(2019)年、法務省統計資料より）</p> <p>・生活保護制度・生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援及び就労準備支援を行っています。 （市の事業の実施状況より）</p> <p>・再犯防止のために必要なことを市民に伺ったところ、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」と回答した方の割合が57.8%となっています。（市民意識調査（市民一般調査）より）</p>		
視点	重点取組	
<p>③一人ひとりに寄り添う支援</p> <p>④つながりの創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業者向けに、協力雇用主や受刑者等採用相談窓口コレワーク（矯正就労支援情報センター）の周知の支援</li> <li>・市内に帰住予定の在所者の支援関係者等と連携した就労支援の推進</li> <li>・ハローワークと連携した出所者等のニーズに合った就労情報の提供支援の推進</li> </ul>	

第3節 施策一覧

施策 No.	施策	関連頁
3-2	出所者等が地域社会の一員として関われる環境整備を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出所者等が地域社会の一員として関わることのできる居場所の確保が求められています。(再犯防止関連団体調査より)</li> <li>・出所者等があえて「出所者カフェ」のようなところに赴く可能性は少ないため、出所者等が地域住民と緩やかなつながりができるような居場所づくりや地域での活動の支援が必要です。(狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会委員へのヒアリング結果より)</li> </ul>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
③一人ひとりに寄り添う支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出所者等が地域住民と緩やかにつながる地域での居場所づくりの推進や地域での活動に向けた環境の構築の推進</li> </ul>

施策 No.	施策	関連頁
3-3	出所者等の修学支援の体制の構築を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院している等の課題に対応するため、少年院出院後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化していく必要があります。(国第二次再犯防止推進計画より)</li> <li>・保護者、付添人、家庭裁判所等が行っている少年鑑別所在者等の復学、修学に係る支援調整への協力を求められています。(再犯防止関連団体調査より)</li> </ul>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
①本人の自己決定権の尊重 ③一人ひとりに寄り添う支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育を修了していない出所者等の修学支援</li> <li>・関係機関との連携による修学支援</li> </ul>

施策 No.	施策	関連頁
3-4	児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要があります。(国第二次再犯防止推進計画より)</li> </ul>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
②予防と早期発見・早期支援 ③一人ひとりに寄り添う支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の非行や問題行動の未然防止及び早期対応の推進</li> <li>・児童生徒に対する非行防止に係る啓発活動の推進</li> </ul>



基本目標4：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

施策 No.	施策	関連頁
4-1	新たな保護司候補者を確保し、保護司等が出所者等への支援等を円滑に行える支援体制の強化を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<p>・保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいます。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されています。こうした課題に対応し、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要があります。(国第二次再犯防止推進計画より)</p> <p>・狛江分区の保護司の充足率は90%、平均年齢は63歳となっています。(狛江分区保護司会の活動状況より)</p> <p>・法務省は、保護司活動に関する事務の多くをオンライン上で実施できる体制の構築を目指し、保護司専用ホームページ“H@ (はあと)”の機能拡充を図るとともに、保護司が使用するタブレット端末等を整備する等、保護司活動の一層のデジタル化を図ることを推進しています。(国第二次再犯防止推進計画より)</p> <p>・保護司が自宅以外で面接できる場の確保が求められています。(保護司へのヒアリング結果より)</p>		
視点	重点取組	
④つながりの創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護司の自宅以外の活動場所の確保、国の保護司活動のデジタル化を踏まえた保護司活動の環境整備の推進</li> <li>・保護司活動の支障となる要因の軽減の検討</li> <li>・幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進</li> </ul>	

施策 No.	施策	関連頁
4-2	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかなように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の1つです。(国第二次再犯防止推進計画より)</li> <li>・国では地域社会での定住先の確保を円滑に進めるための支援の充実、更生保護施設退所後の本人への訪問等による専門的・継続的な支援の拡大等の取組を進めていく必要があるものとしています。(国第二次再犯防止推進計画より)</li> <li>・刑務所に再度入所してきた者で犯行時住居不定であるものの割合は、17.6%となっており、初入者(12.4%)よりも再入者の方が、住居不定の人の割合が高くなっています。(2019年矯正統計年報より)</li> <li>・刑務所等からの満期出所者の44.0%が適当な住居が確保されないまま出所しており、住居不定の人は出所後、比較的短期間のうちに再犯に至っている実情があります。(2019年矯正統計年報より)</li> <li>・更生保護施設の職員によると、施設入所者の自立先の確保で困ったことがある割合は76.7%にのぼり、その93.7%が保証人を確保できないと回答しています。(平成30(2018)年、法務省統計資料より)</li> <li>・再犯防止のために必要なことを市民に伺ったところ、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」とことと回答した方の割合が57.8%となっています。(市民意識調査(市民一般調査)より)</li> <li>・不動産仲介事業者、家主が出所者に安心して賃貸物件を貸すことのできるようなサービスの提供が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</li> <li>・出所者等の場合、退去時の敷金等のトラブル、希望に叶う物件探しが困難、ルール違反への不安を理由として民間賃貸住宅への入居を断られています。(狛江市居住支援協議会・狛江市内民間賃貸住宅に対するアンケート調査結果より)</li> </ul>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>③一人ひとりに寄り添う支援</li> <li>④つながりの創出</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的な宿泊場所の紹介の推進</li> <li>・居住支援協議会による相談支援機能の強化</li> <li>・出所者等への見守り等の支援体制の強化</li> </ul>

施策 No.	施策	関連頁
4-3	出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでに医療・福祉的支援を受けたことがあるものの、医療機関・福祉関係機関における治療や福祉的支援が馴染まず、医療機関・福祉関係機関に対する不満や不信感を抱く出所者等や、治療や福祉的支援の必要性を感じていない出所者等がいます。その結果、治療や福祉的支援を拒否し、再犯につながるケースがあります。そのため、出所者等に対する伴走型支援が求められています。(再犯防止関連団体調査より)</li> <li>・高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いこと等が明らかとなっています。(国第二次再犯防止推進計画より)</li> <li>・調布警察署管内の犯行時の年齢別検挙率について、罪種別で窃盗犯は、高齢者(65歳以上)が平成30(2018)年以降、30%を超えています。(統計資料より)</li> <li>・矯正施設から市職員、市内支援関係者等の矯正施設での支援者会議への参加等が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</li> <li>・出所の際、生活保護、介護認定、成年後見等の福祉サービスの利用支援が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</li> </ul>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>③一人ひとりに寄り添う支援</li> <li>④つながりの創出</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進</li> <li>・支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービスの提供に向けた事前準備の推進及び伴走型支援の推進</li> </ul>

第3節 施策一覧

施策 No.	施策	関連頁
4-4	依存症等の出所者等が出所の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援体制の構築を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<p>・薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、未だ十分とは言い難い状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移しています。大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占める等、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大しています。これらの課題に対応するため、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制をさらに強化していく必要があります。(国第二次再犯防止推進計画より)</p> <p>・矯正施設から市職員、市内支援関係者等の矯正施設での支援者会議への参加等が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</p> <p>・出所者等の帰住後に市職員、市内支援関係者等で出所者等の支援に係る連携を図るためのケース会議の開催が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</p>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
④つながりの創出		・依存症等の出所者等のニーズの把握、ニーズを踏まえた支援体制の構築の推進

施策 No.	施策	関連頁
4-5	出所者等の家族への支援に向けた体制の構築を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
・依存症等の出所者等、障がいのある出所者等の家族への支援が求められています。(再犯防止関連団体調査より)		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
③一人ひとりに寄り添う支援		・家族のニーズを踏まえた相談支援機関の情報提供、依存症、障がい等に関する知識習得・理解促進の機会創出の推進

## 基本目標5：多機関で協働して支援に当たる体制の構築

施策 No.	施策	関連頁
5-1	再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省は、研修等を通じ、地方公共団体や民間協力者等との知見の共有や相互の情報交換等を行うことで、再犯の防止等に関わる専門人材や理解者の育成を図るとともに、相互理解の促進や連携強化のため、地方公共団体等との人事交流の積極化を図るものとしています。（国第二次再犯防止推進計画より）</li> <li>・福祉総合相談窓口では触法高齢者や依存症（アルコール、薬物等）の状態にある方又はしへき（ギャンブル、ゲーム等）のある方への相談支援を行っています。（市の事業の実施状況より）</li> <li>・職員・市内福祉関係機関・支援者向けの依存症について理解を深める研修を求められています。（再犯防止関連団体調査結果より）</li> </ul>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①本人の自己決定権の尊重</li> <li>④つながりの創出</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事司法機関等と連携した市職員、学校関係者、市内支援関係者等向け研修の実施</li> <li>・近隣矯正施設見学会等の推進</li> </ul>

施策 No.	施策	関連頁
5-2	在所者の出所に向けて矯正施設、刑事司法機関等との連携体制の構築を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・矯正施設から市職員、市内支援関係者等の矯正施設の支援者会議への参加等が求められています。（再犯防止関連団体調査結果より）</li> <li>・出所者等の帰住後に市職員、市内支援関係者等で出所者等の支援に係る連携を図るためのケース会議の開催が求められています。（再犯防止関連団体調査結果より）</li> </ul>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>④つながりの創出</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進</li> <li>・市職員、市内支援関係者等による連携の推進</li> </ul>

### 第3節 施策一覧

施策 No.	施策	関連頁
5-3	出所者等の出所の前後に多機関で協働した支援を推進します。	14
<b>現状・課題</b>		
<p>・再犯防止関連団体では、連携・調整がとれず、社会復帰が困難となった事例が報告されており、出所者等の支援に向けて多機関で連携した取組が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</p> <p>・出所者等の再犯防止に向けて、生活保護担当者以外に保健師、障がい者福祉担当等複数の分野による庁内連携、行政だけでなくインフォーマルな関係も含めた連携等、多様な連携が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</p>		
視点	重点取組	
④つながりの創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関とケースに応じた柔軟な居住確保に向けた連携を強化できる仕組みづくりの推進</li> <li>・重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用した市職員、市内支援関係者等間の連携強化の推進</li> </ul>	

## 第5章 計画の推進に向けて

### 第1節 計画の推進体制

この計画で掲げた基本理念を実現するため、市は再犯防止推進法に規定する国、東京都との適切な役割分担を踏まえて状況に応じ、再犯防止推進計画を推進します。

#### 1 計画の公表

再犯防止推進法第8条第2項の規定により、再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表します。

#### 2 計画の進捗状況の確認

この計画を実効性のあるものとするため、市では、施策の実現に向けて重視して取り組む重点取組ごとに事業の取組状況をとりとまとめ、計画の進捗状況を確認し、狛江市第1次再犯防止推進計画取組状況確認表（以下「確認表」といいます。）を作成します。

## 第2節 評価体制

---

### 1 再犯防止推進計画の進捗状況の評価

#### (1) 狛江市地域共生社会推進会議による進捗状況の評価

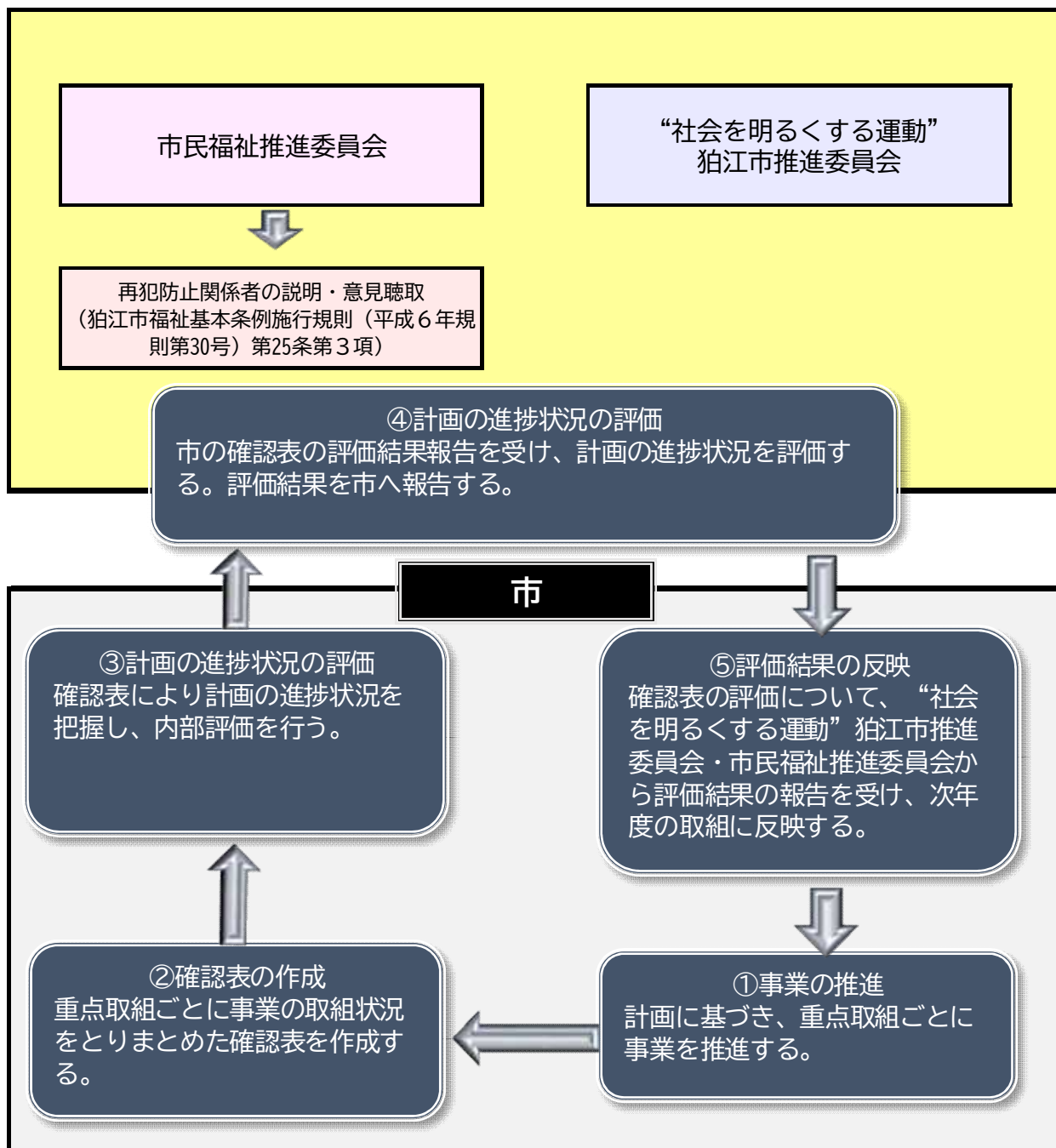
再犯防止推進計画を推進するため、狛江市地域共生社会推進会議の設置及び運営に関する要綱（令和元年要綱第72号）第1条の規定により設置された狛江市地域共生社会推進会議において、確認表により、再犯防止推進計画の進捗状況を把握し、内部評価を行います。

評価の結果見直しが必要と認められる場合には、必要に応じて事業を見直し、施策が実現できるよう取り組んでまいります。

#### (2) “社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会及び市民福祉推進委員会による進捗状況の評価

市は、(1)で行った評価結果を“社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会（各回“社会を明るくする運動”実施要綱（中央推進委員会）4（2）の地区推進委員会をいいます。）及び市民福祉推進委員会（条例第32条第1項の規定により設置された市長の附属機関をいいます。）に報告します。各委員会において、確認表の内部評価結果を踏まえて、再犯防止推進計画の進捗状況を評価し、評価結果を市に報告します。







## 資料

## 第1節 現状の整理

## 1 国・東京都の動向から見る現状

## (1) 国の動向

今後の課題（再犯防止推進計画等検討会）	
1	個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識をかん養した上で、 <u>それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要があること。</u>
2	支援を必要とする者が支援にアクセスできるよう、 <u>支援を必要とする者のアクセシビリティ（アクセスの容易性）を上げていく必要があること。</u>
3	支援へのアクセス自体が困難な者が存在するため、 <u>訪問支援等のアウトリーチ型支援を実施していく必要があること。</u>
4	地方公共団体における再犯の防止等に向けた取組をより一層推進するため、 <u>国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要があること。</u>

基本的な方向性（再犯防止推進計画等検討会）	
1	犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく生活の安定が図られるよう、 <u>個々の対象者の主体性を尊重しそれぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。</u>
2	就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、 <u>犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。</u>
3	国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、 <u>地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携をさらに強固にすること。</u>

基本理念（再犯防止推進法第3条）	
1	犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、 <u>犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。</u>
2	犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、 <u>社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。</u>

## 第1節 現状の整理

3	犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
4	犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

### 基本方針（第一次・第二次計画）

1	犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
2	犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
3	再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
4	再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取する等して見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
5	国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報する等して、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

基本方針（第一次・第二次計画）	
1	特性に応じた指導及び支援等（再犯防止推進法（以下この表内において「法」といいます。）第11条）
2	就労の支援（法第12条）
3	非行少年等に対する支援（法第13条）
4	就業の機会の確保等（法第14条）
5	住居の確保等（法第15条）
6	更生保護施設に対する援助（法第16条）
7	保健医療サービス及び福祉サービスの提供（法第17条）
8	関係機関における体制の整備等（法第18条）
9	再犯防止関係施設の整備（法第19条）
10	情報の共有、検証、調査研究の推進等（法第20条）
11	社会内における適切な指導及び支援（法第21条）
12	国民の理解の増進及び表彰（法第22条）
13	民間の団体等に対する援助（法第23条）
14	地方公共団体の施策（法第24条）

## （2）東京都の動向

基本的考え方	
再犯防止推進法の趣旨やソーシャル・インクルージョンの考え方も踏まえ、犯罪をした者等であって、東京都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進することで、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行う。	

基本方針（重点課題）	
1	就労・住居の確保等
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等
3	非行の防止・学校と連携した修学支援等
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
5	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

計画期間	
平成31(2019)年度から令和5(2023)年度末までの5年間	

具体的な取組ごとの現状
1. 就労・住居の確保等のための取組
(1) 就労の確保等
ア 刑務所出所者等の就労確保のための国の施策
①矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」
②保護観察所が民間の就労支援事業者に委託して実施している「更生保護就労支援事業」
イ 東京における保護観察終了者に占める無職者率はなお21.3%（令和4（2022）年、法務省提供資料より）に及ぶ。
ウ 都内の協力雇用主（前科等の事情を承知で刑務所出所者等を雇用し、その自立に協力する事業主）
①令和3（2021）年10月1日現在で1,272社（東京保護観察所資料より）が登録されている。
②同日現在で実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主は189社（東京保護観察所資料より）にとどまる。
(2) 住居の確保等
ア 刑務所等からの満期出所者の4割以上（全国で3,381人（令和元（2019）年、法務省「矯正統計年報」より））が適当な住居が確保されないまま出所しており、これらの者は出所後比較的短期間のうちに再犯に至っている。
イ 帰るべき住居のない刑務所出所者等の主要な受け皿となる民間の更生保護施設は、都内に19施設（令和3（2021）年、東京保護観察所調べより）があり、出所者等を新たに受入れている。
ウ 保護施設以外の多様な受入先として、保護観察所においては、NPO法人等が運営する生活困窮者向けの宿泊施設等を「自立準備ホーム」として登録し、刑務所出所者等の一時的な宿泊場所として保護を委託している。
エ 身元保証人がいない等の事情でアパート等への入居が困難である場合が多い。
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
(1) 高齢者又は障害のある者等への支援等
ア 刑法犯の検挙人員総数が減少するなか、65歳以上の高齢者の検挙人員は横ばいで推移しており、年齢層別で見ると、近年最も多くなっています。（法務省「令和4年版犯罪白書」213頁）
イ 刑務所等から出所者が出所後2年以内に再入所する割合についても、高齢者が非高齢者に比べて高く、その中には極めて短期間で再入所も多くなっています。（法務省「令和4年版犯罪白書」252頁）
ウ 高齢者の刑法犯検挙人員の7割は窃盗で占められ、その多くは万引きであり、特に女性高齢者については、7割以上が万引きにより検挙されています。（法務省「令和4年版犯罪白書」214頁）
エ 矯正施設に収容されている者のうち、帰るべき適当な住居がなく、また出所後直ちに福

<p>祉サービスにつなげる必要があるものについては、「地域生活定着促進事業」による特別調整（出口支援）が実施している。</p>
<p><b>(2) 薬物依存を有する者への支援等</b></p>
<p>ア 全国での覚醒剤取締法違反による検挙人員は年間7,970人（令和3(2021)年）。また、近年、同一罪名再犯者率は令和3(2021)年を除き上昇傾向にあり、令和3(2021)年は68.1%となっている（法務省「令和4年版犯罪白書」170、242頁）。</p>
<p>イ 薬物事犯者の多くは、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症者である場合もある。</p>
<p>ウ 刑の一部執行猶予制度の導入（平成28(2016)年6月施行）により、刑事施設内だけでなく、地域社会の中で薬物依存からの回復に努める人の増加が見込まれている。</p>
<p>エ 仮釈放後に薬物関連の犯罪により再び刑事施設に収容された者の約7割が、薬物に関する悩みを正直に話せる身近な相談先があれば再犯しなかった可能性があるという回答しています（平成28(2016)年度法務省調べより）。</p>
<p>オ 薬物依存からの回復には長い期間を要する。</p>
<p><b>3. 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組</b></p>
<p><b>(1) 非行の防止・学校と連携した修学支援等</b></p>
<p>ア 全国の高等学校進学率は98.8%だが、少年院入院者の25.3%が中学校卒業後、高等学校に進学していない。（令和2(2020)年文科省資料より）</p>
<p>イ 非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の40.9%が高等学校を中退している状況にある。（令和2(2020)年文科省資料より）</p>
<p>ウ 高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、国においては、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきた。</p>
<p><b>4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組</b></p>
<p><b>(1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等</b></p>
<p>ア 国においては、性犯罪者、暴力団関係者等、少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等といった問題を抱える女性等、それぞれの対象者の特性に応じた指導・支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導・支援等の実施を図っている。</p>
<p>イ 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化や、弁護人が社会福祉士等の協力を得て作成する更生支援計画等の情報の適切な活用等、適切なアセスメントを実施していくこととしている。</p>
<p><b>5. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組</b></p>
<p><b>(1) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等</b></p>
<p>ア 都内の各地域においては、犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む</p>

## 第1節 現状の整理

少年警察ボランティア等、多くの民間ボランティアの方々が、安全・安心なまちづくりや再犯防止のために地道に活動している。

イ 都内の更生保護施設や保護司会等の一部では、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動を行っている例もある。

### 6. 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組

#### (1) 再犯防止のための連携体制の整備等

ア 犯罪をした者等の中には、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関による指導・支援等を受け終わった後においても、その社会復帰を促進し再犯を防止するため、地域において継続的な支援を受けることが必要な者がいる。



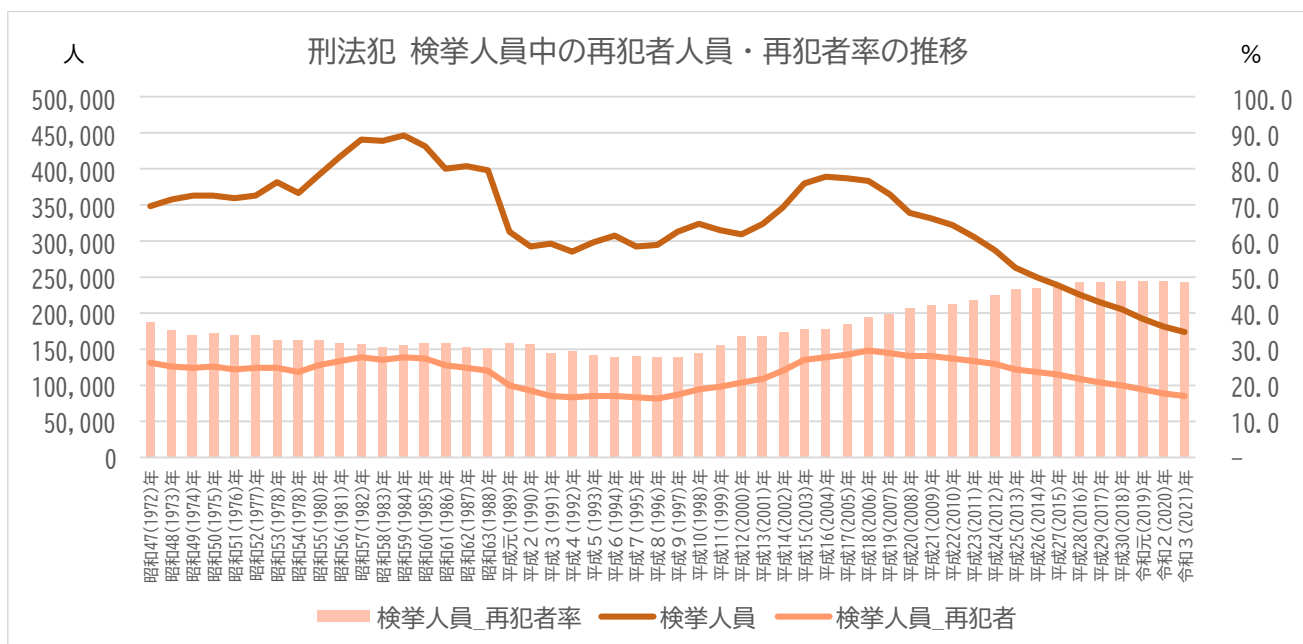
## 2 統計から見る現状

### (1) 再犯者数・率等

#### ア 国の動向

##### (ア) 再犯者数・率

再犯者の人員は、平成8(1996)年(8万1,776人)を境に増加し続けていましたが、平成18(2006)年(14万9,164人)をピークとして、その後は漸減状態にあり、令和3(2021)年は平成18(2006)年と比べて43.0%減でした。再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員が減少し続けたこともあり、再犯者率は平成9(1997)年以降上昇傾向にありましたが、令和3(2021)年は48.6%(前年比0.5ポイント低下)となりました。



【出典】令和4年版犯罪白書より

※警察庁の統計によります。

※検挙人員は、少年を除きます(以下同じです)。

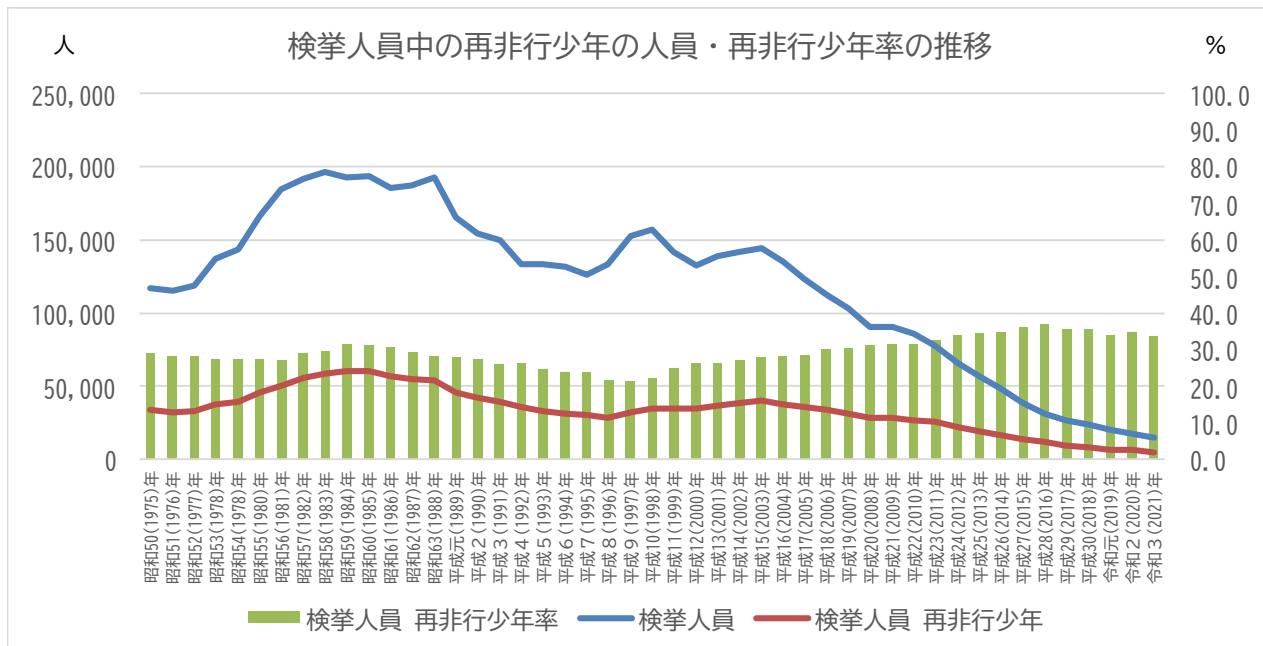
※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいいます(以下同じです)。

※「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいいます。以下同じです。

#### (イ) 再非行少年者数・率

刑法犯により検挙された少年のうち、再非行少年(前に道路交通法違反を除く非行により検挙(補導)されたことがあり、再び検挙された少年をいいます。)の人員及び再非行少年率(少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいいます。)の推移(最近20年間)は、下図のとおりです。再非行少年の人員は、平成9(1997)年から増加傾向にありましたが、平成16年(2004)以降は毎年減少しています。再非行少年率は、平成10(1998)年から平成28(2016)年まで上昇し続けた後、平成29(2017)年以降は低下傾向にあり、令和3(2021)年は33.7%(前年比1.0ポイント低下)となっております。

第1節 現状の整理



【出典】令和4年版犯罪白書より

※警察庁の統計によります。

※犯行時の年齢によります。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除きます。

※触法少年の補導人員を含みません。

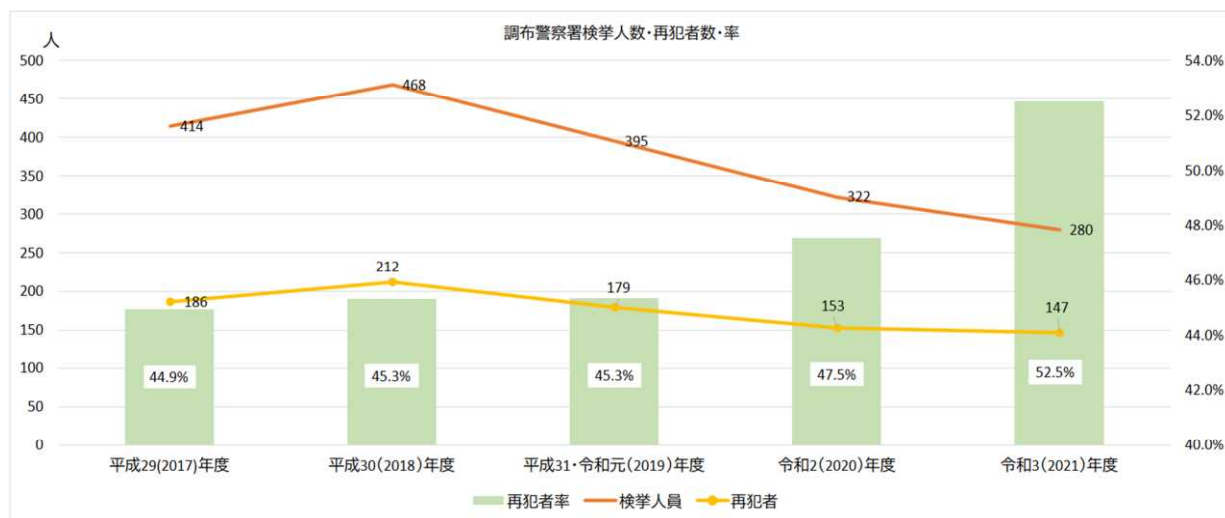
※「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいいます。

※「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいいます。

イ 調布警察署（調布市及び狛江市）

（ア）再犯者数・率

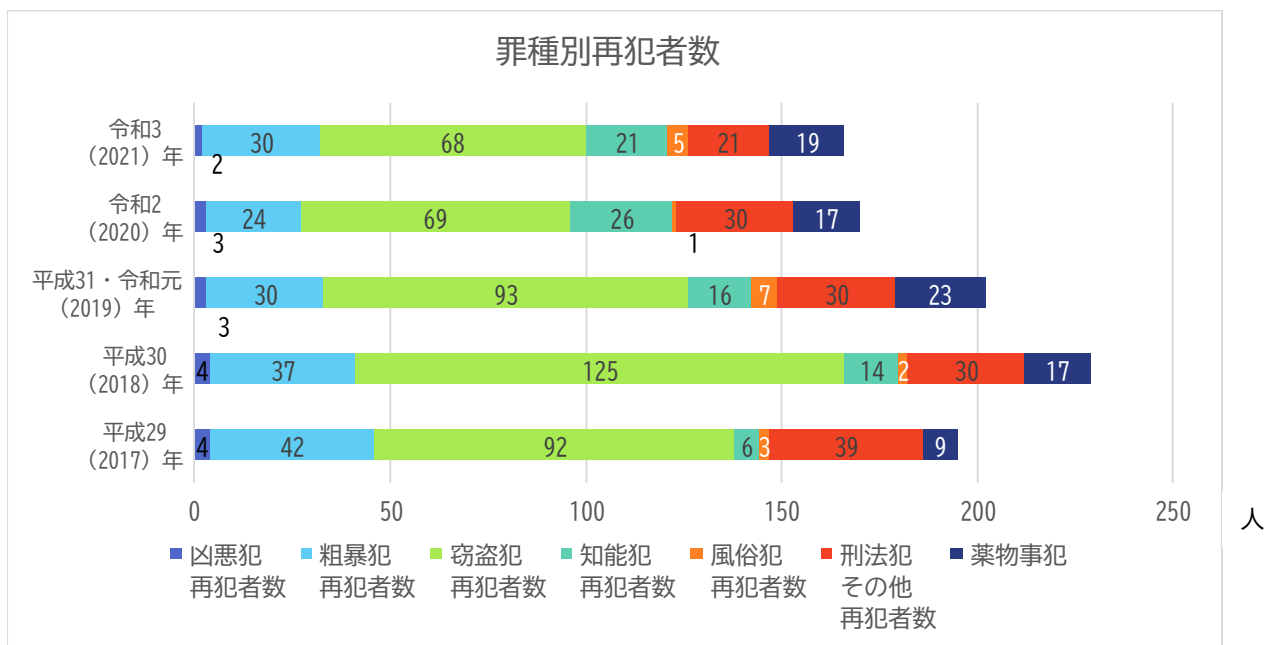
調布警察署内の再犯者数は、平成30（2018）年の229人をピークに減少しており、令和3（2021）年は147人となっております。再犯者率は、平成29（2017）年から増加しており、令和3（2021）年は53.4%（前年度比4.1ポイント増）となっております。



【出典】警察署別 犯罪統計データより

(イ) 罪種別再犯者数

再犯者数が最も多い罪種は各年とも窃盗犯となっております。知能犯は令和2（2020）年まで毎年増加しておりましたが、令和3（2021）年は減少し、21人となっております。薬物事犯は平成31・令和元（2019）年まで増加しておりましたが、令和2（2020）年は減少し、令和3（2021）年は再び増加に転じ、19人となっております。



年	凶悪犯 再犯者数	粗暴犯 再犯者数	窃盗犯 再犯者数	知能犯 再犯者数	風俗犯 再犯者数	刑法犯 その他 再犯者数	薬物事犯	総数
平成29 (2017) 年	4	42	92	6	3	39	9	195
平成30 (2018) 年	4	37	125	14	2	30	17	229
平成31・ 令和元 (2019) 年	3	30	93	16	7	30	23	202
令和2 (2020) 年	3	24	69	26	1	30	17	170
令和3 (2021) 年	2	30	68	21	5	21	19	166

【出典】警察署別 犯罪統計データより

※凶悪犯…殺人、強盗、放火、強姦（以下同じです）

※粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合（以下同じです）

※知能犯…詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任（以下同じです）

※風俗犯…賭博、わいせつ（以下同じです）

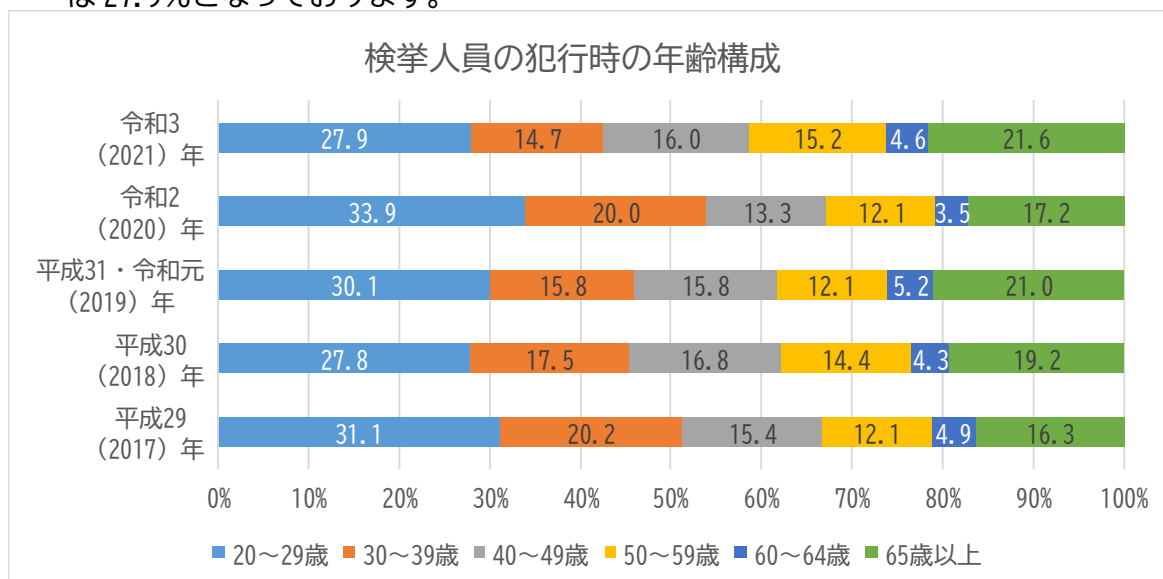
※薬物事犯…麻薬及び向精神薬取締法違反、あへん法違反、大麻取締法違反、覚醒剤取締法違反、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反（以下同じです）

## 第1節 現状の整理

### (ウ) 検挙人員の犯行時の年齢構成（調布警察署）

#### ①全罪種

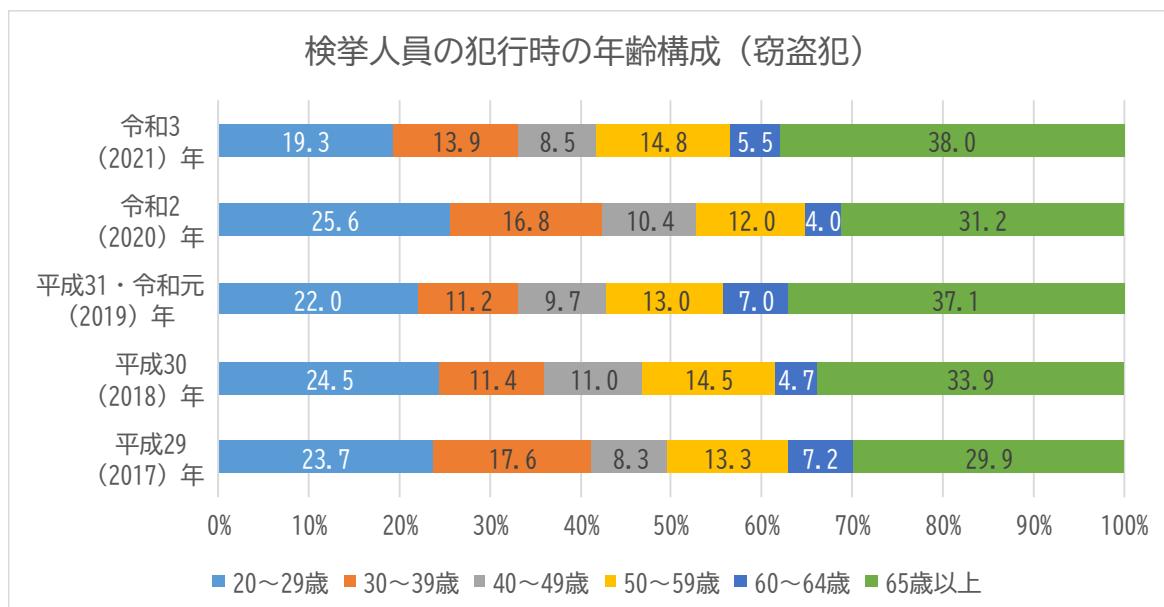
検挙人員の犯行時の年齢構成は、各年とも20歳代の割合が最も多く、令和3（2021）年では27.9%となっております。



【出典】警察署別 犯罪統計データより

#### ②窃盗犯

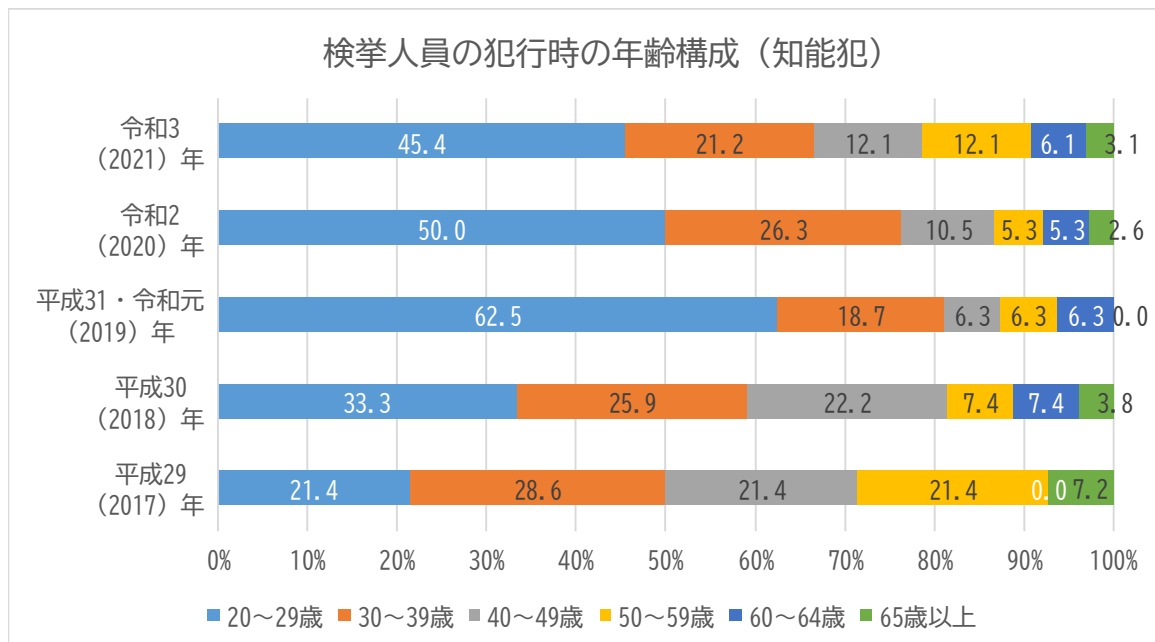
検挙人員の犯行時の年齢構成は、各年とも65歳以上の割合が最も多く、令和3（2021）年では38.0%となっております。



【出典】警察署別 犯罪統計データより

③知能犯

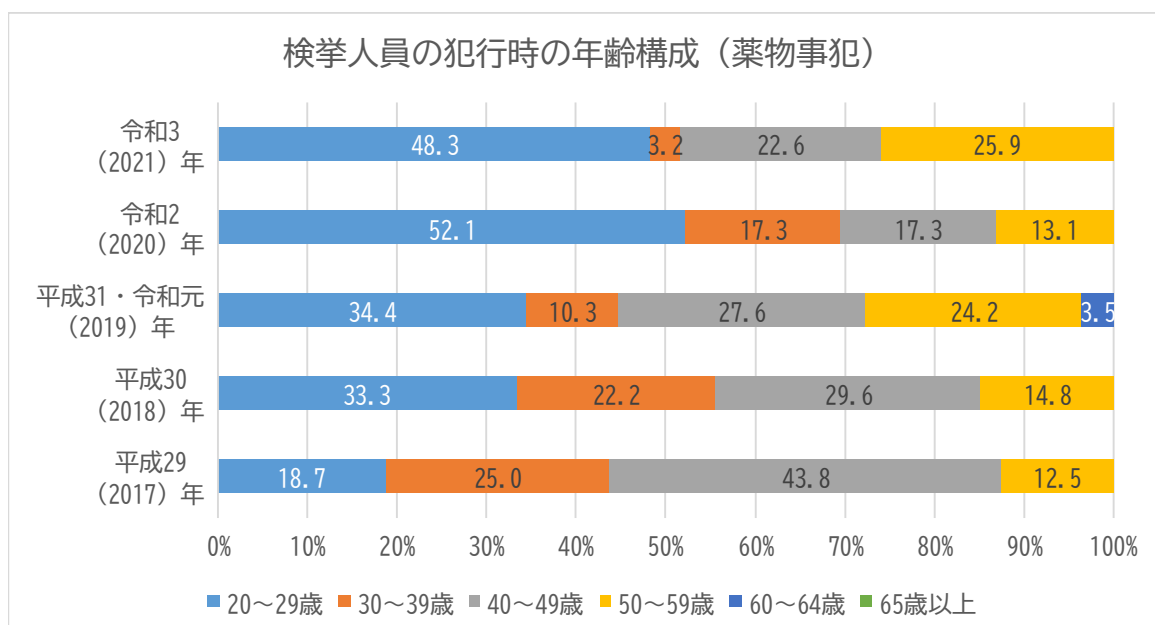
検挙人員の犯行時の年齢構成は、平成30（2018）年以降20歳代の割合が最も多く、令和3（2021）年では45.4%となっており、30歳代を加えた若者（20～39歳）の割合が66.6%となっております。



【出典】警察署別 犯罪統計データより

④薬物事犯

検挙人員の犯行時の年齢構成は、平成30（2018）年以降20歳代の割合が最も多く、令和3（2021）年では48.3%となっております。



【出典】警察署別 犯罪統計データより

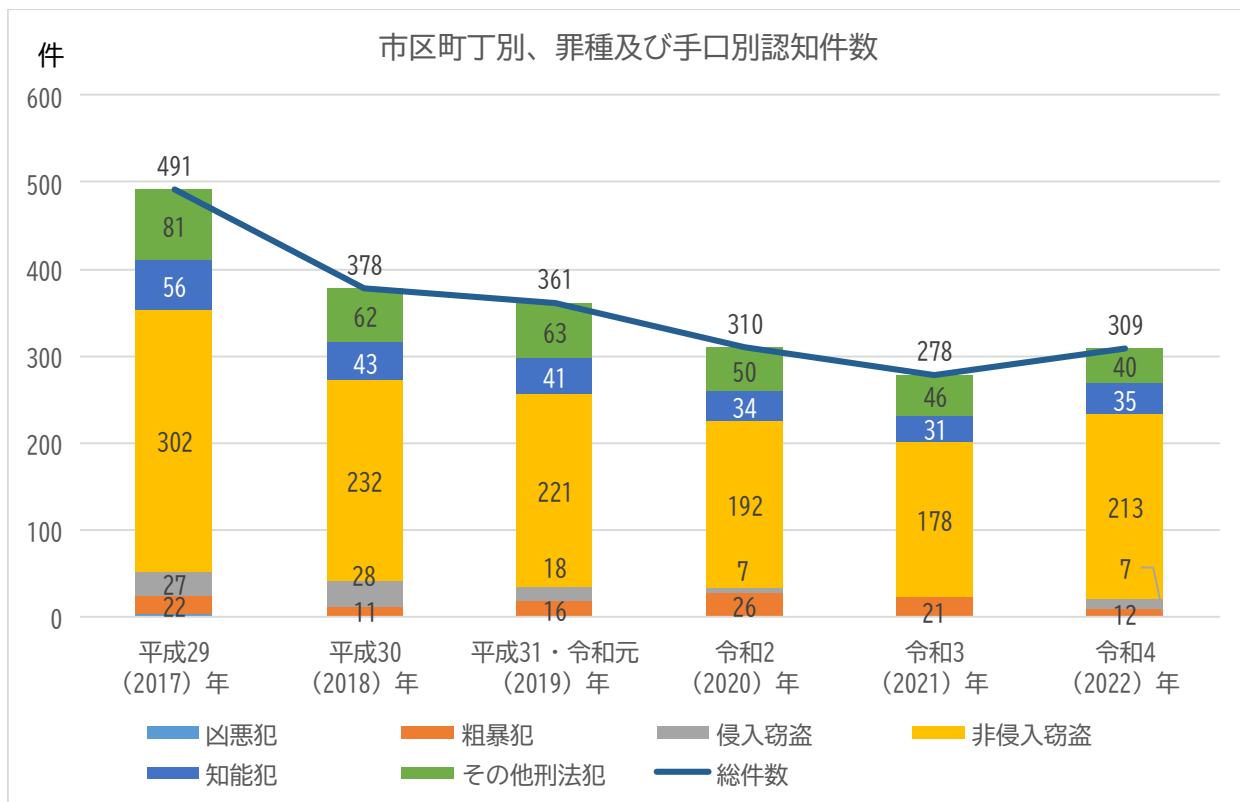
第1節 現状の整理

ウ 狛江市

(ア) 認知件数の推移

認知件数（警察において発生を認知した事件の数）は減少傾向にあり、令和4（2022）年は309件、平成29（2017）年比で37.1%減少しています。もっとも、令和4（2022）年は令和3（2021）年より件数が増加しており、罪種別では非侵入窃盗、侵入窃盗、知能犯が増加しています。

令和4（2022）年の罪種別の認知件数は、非侵入窃盗、詐欺の順に、非侵入窃盗の手口別では自転車盗、万引きの順に多くなっております。



令和4（2022）年罪種別認知件数の詳細

凶悪犯			粗暴犯							侵入窃盗									
凶悪犯計	強盗	その他	粗暴犯計	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝	侵入窃盗計	金庫破り	学校荒し	事務所荒し	出店荒し	空き巣	忍込み	居空き	その他		
	2	1			1	7	0	4		2	1	0	12	0	0	0	2	4	0
非侵入窃盗											その他								
非侵入窃盗計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	自販機ねらい	工事場ねらい	すり	ひったくり	置引き	万引き	その他	その他計	詐欺	占有離脱物横領	その他知能犯	賭博	その他刑法犯		
	213	0	7	105	6	1	2	2	1	2	22		65	75	35	5	0	0	35

資料：警視庁「区市町村の町丁別罪種別及び手口別認知件数」

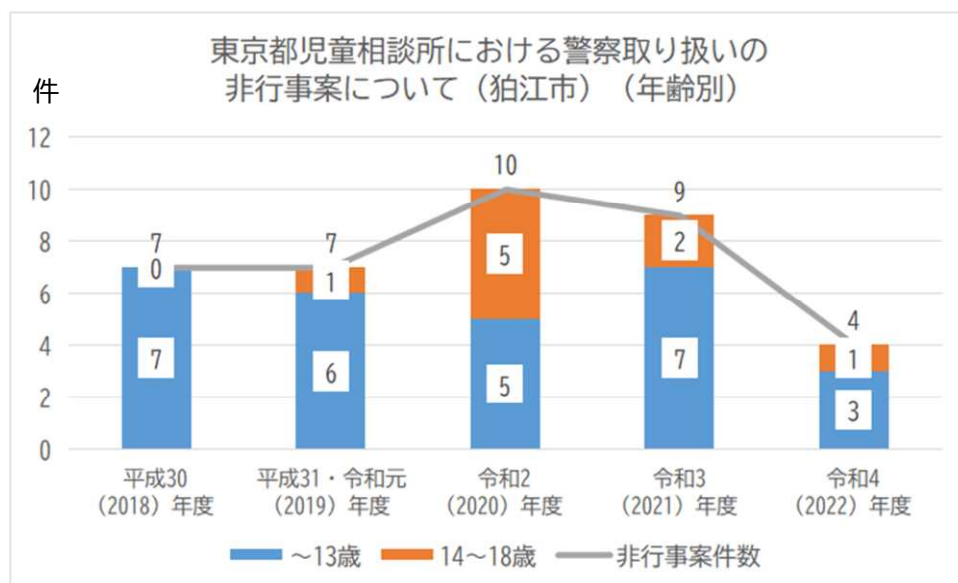
## (2) 東京都児童相談所における警察取り扱いの非行事案について

非行事案の件数としては、年間4件から10件までの件数で推移しています。

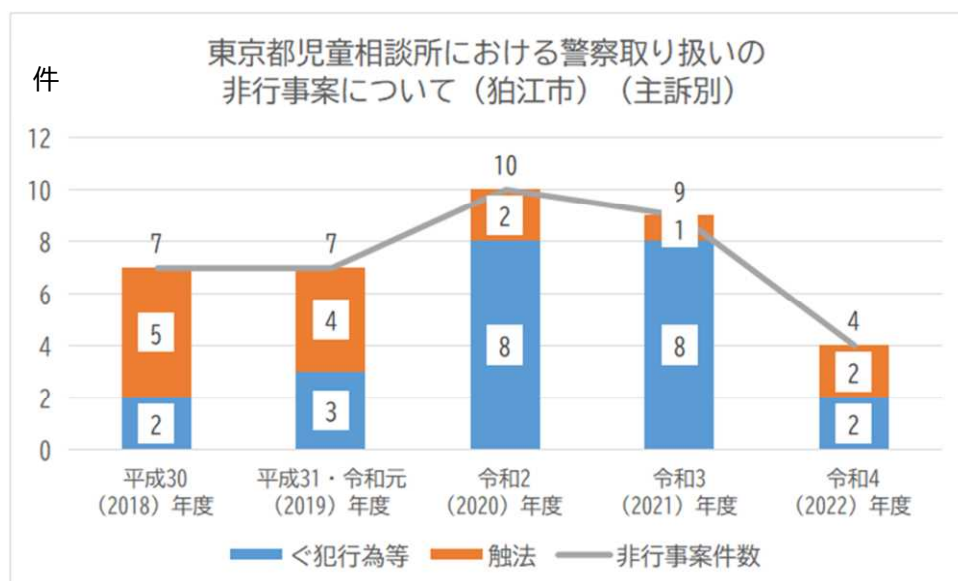
年齢別では、刑事責任年齢（満14歳）未満の非行事案が多くなっています。

通告では書類通告の件数が多くなっています。

通告理由としては、粗暴・盗みは常に非行事案としてあり、多摩児童相談所に移管後は、その他の事案が増加しています。その他としては、深夜徘徊、無免許運転、喫煙、不法侵入のほか、複数の非行内容が重複した案件もあります。

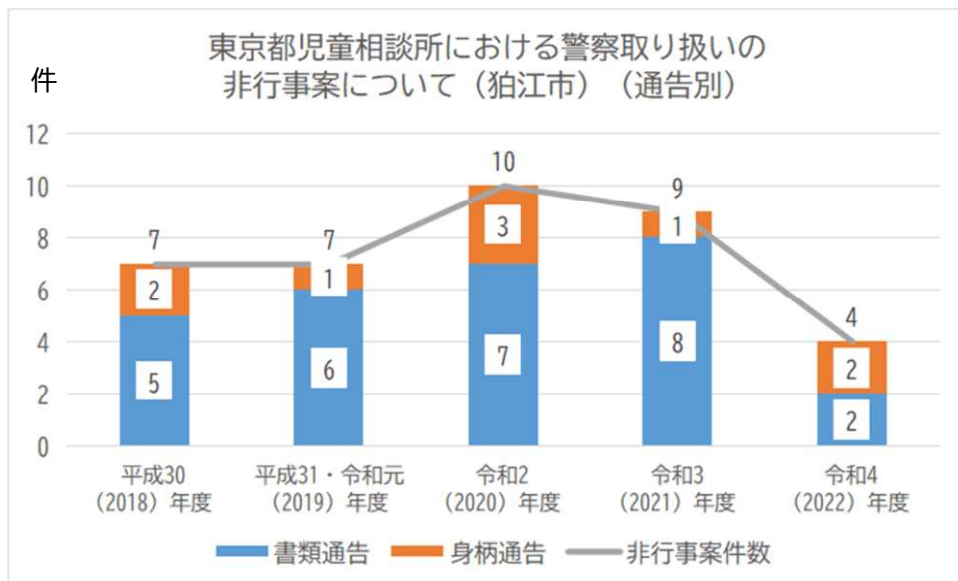


※平成31（2019）年度までは世田谷児童相談所、令和2（2020）年度からは多摩児童相談所の実績



※平成31（2019）年度までは世田谷児童相談所、令和2（2020）年度からは多摩児童相談所の実績

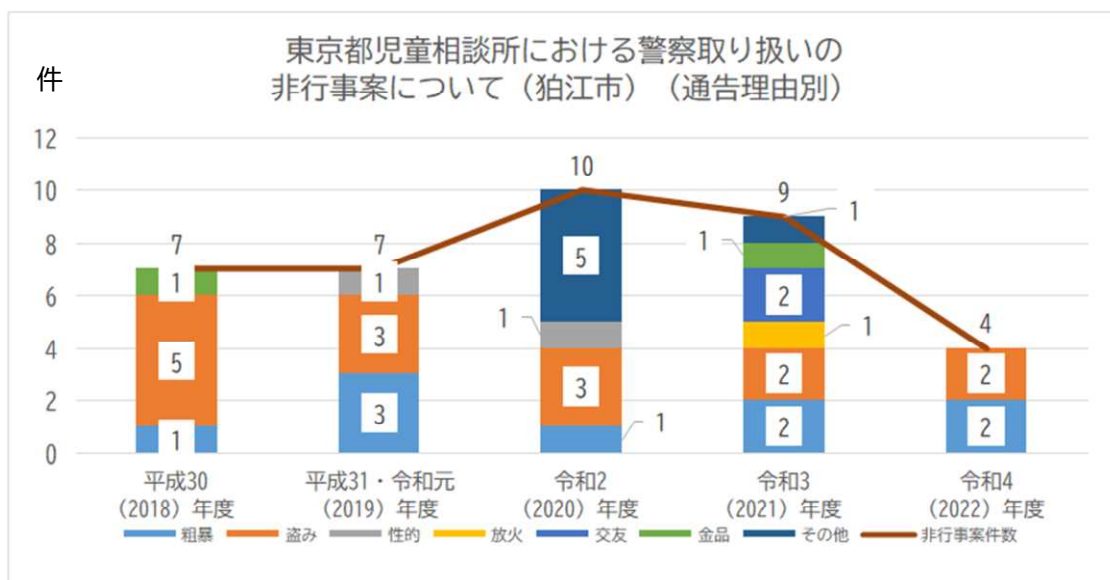
第1節 現状の整理



※平成 31（2019）年度までは世田谷児童相談所、令和 2（2020）年度からは多摩児童相談所の実績

※書類通告：警察は、要保護児童を発見した場合、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の規定に基づき、児童相談所長宛て「児童通告書」により児童相談所にする通告をいう。

※身柄通告：書類通告のうち、児童の身柄を伴って行われる児童通告をいう。



※平成 31（2019）年度までは世田谷児童相談所、令和 2（2020）年度からは多摩児童相談所の実績

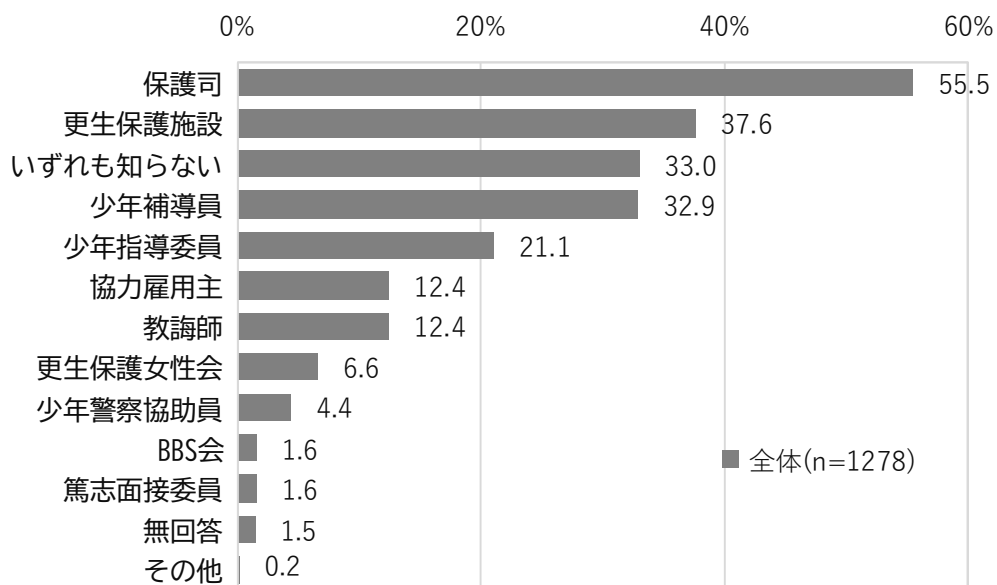


### 3 市民意識調査結果から見る現状

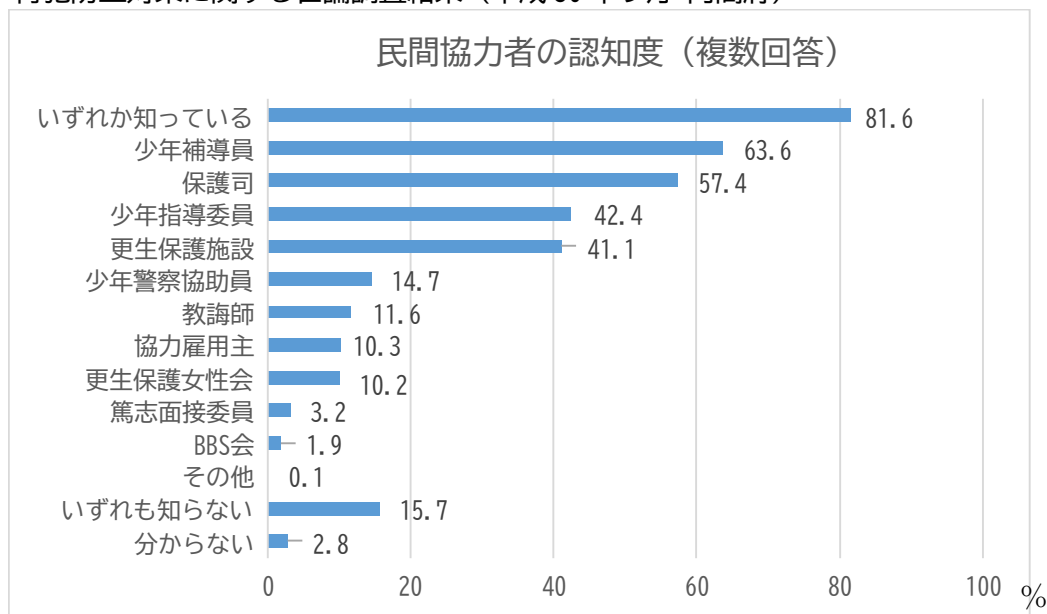
#### (1) 再犯防止に協力する民間協力者の周知度

保護司を「知っている」と回答された方は、半数を超えています。協力雇用主を「知っている」と回答された方は、12.4%にとどまっています。また、いずれも知らないと回答された方も30%を超えています。

■再犯防止に協力する民間協力者の認知度（複数回答）



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）

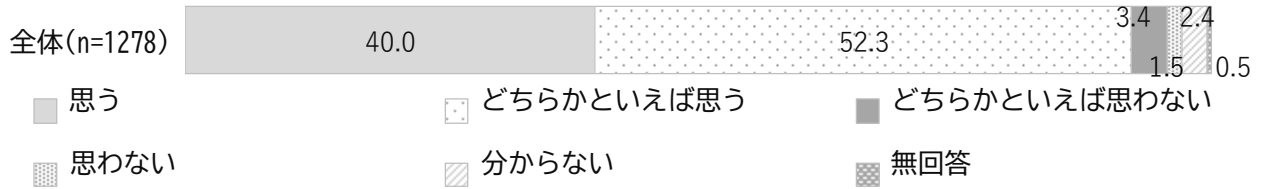


※全体 (n=1,666)

(2) 地域の安心安全度

お住まいの地域は、治安が良く、安心して安全に暮らせる地域であると思うと回答された方及び「どちらかといえば思う」と回答された方を合わせると、90%を超えています。

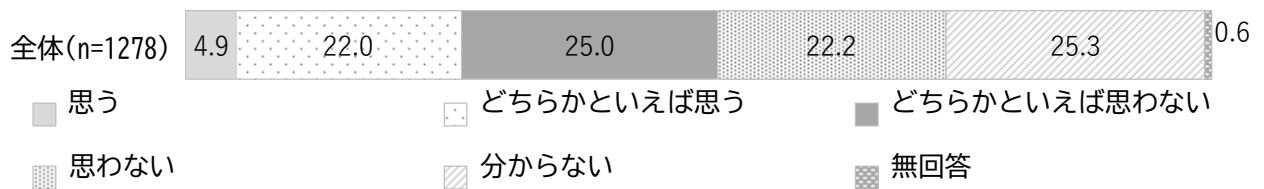
■地域の安心安全度（単一回答）



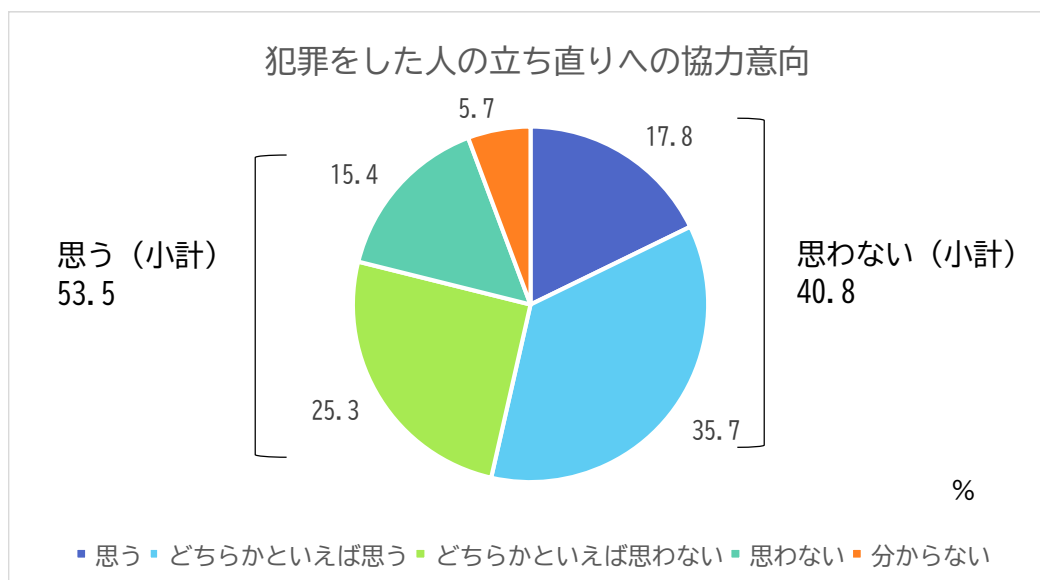
(3) 出所者等の立ち直りへの協力

ア 出所者等の立ち直りに協力したいと「どちらかといえば思わない」と回答された方及び「思わない」と回答された方を合わせると半数近くになります。特に30歳代では60%近くの方が「どちらかといえば思わない」又は「思わない」と回答されております。

■出所者等の立ち直りへの協力意向（単一回答）

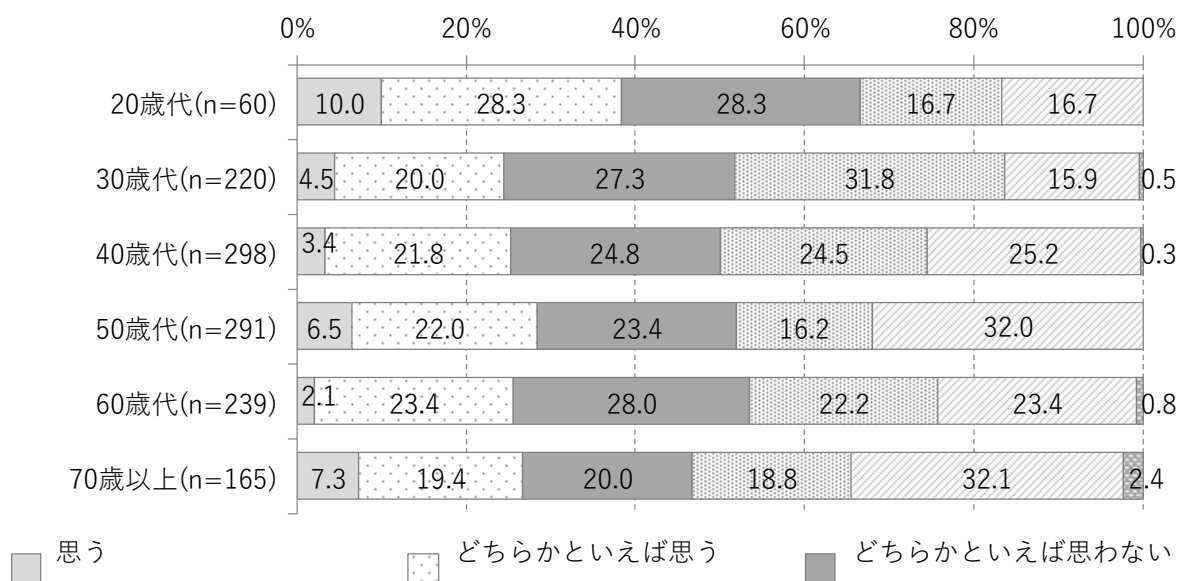


【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）

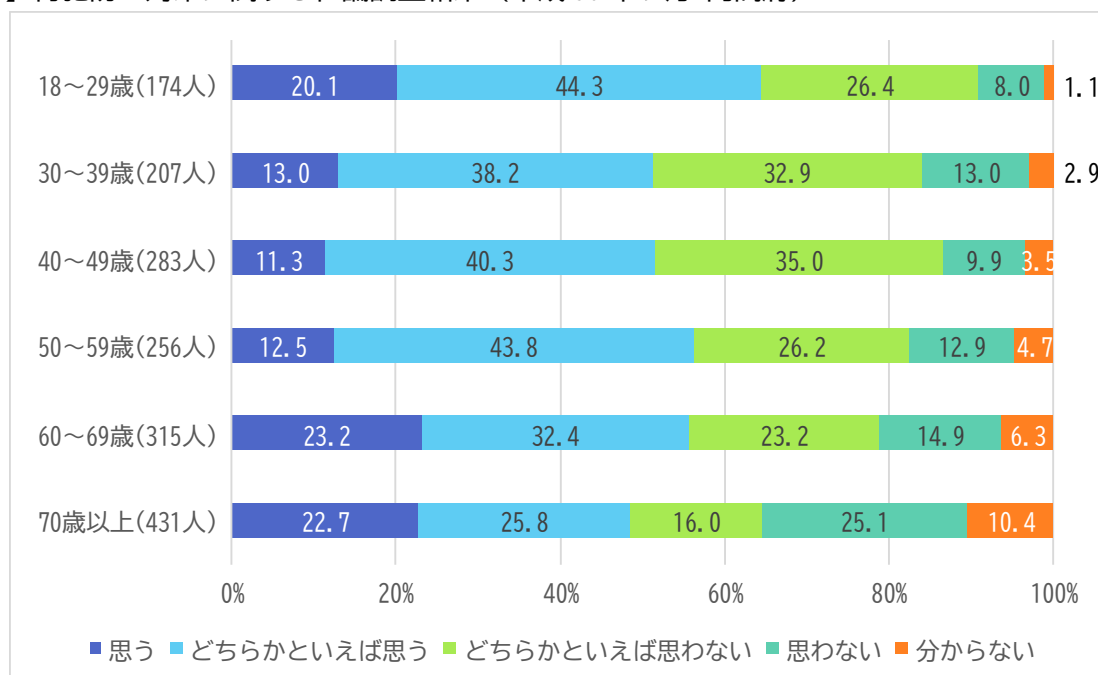


※全体 (n=1,666)

■出所者等の立ち直りへの協力意向（年齢階層別）



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30 年 9 月 内閣府）

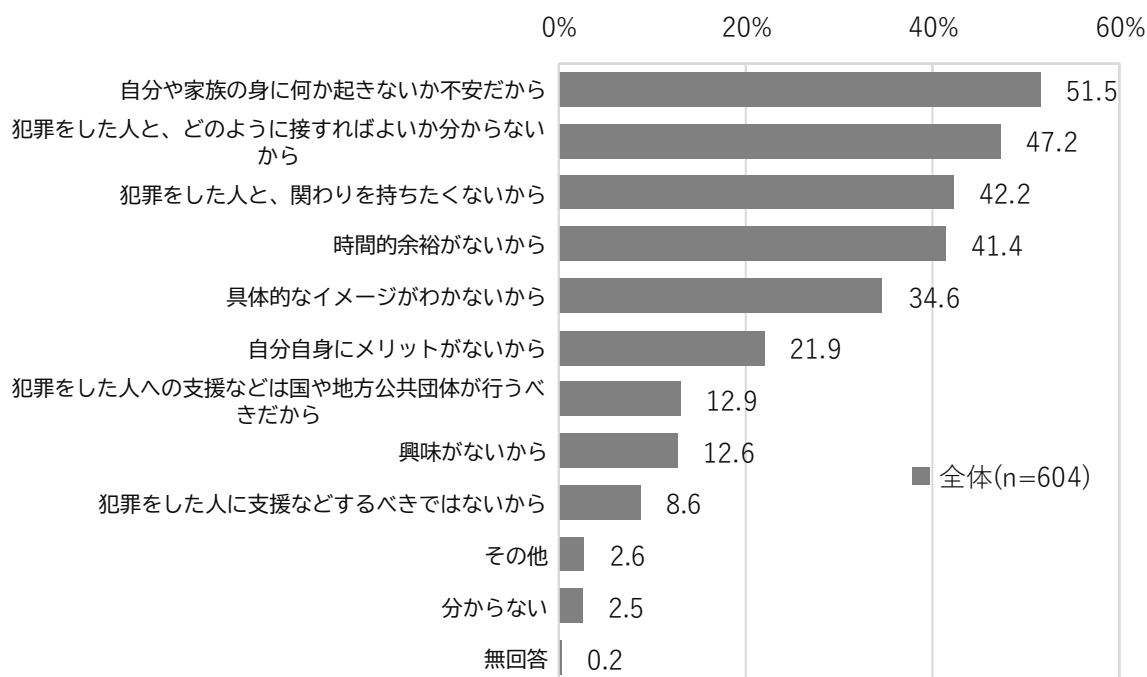


※全体 (n=1,666)

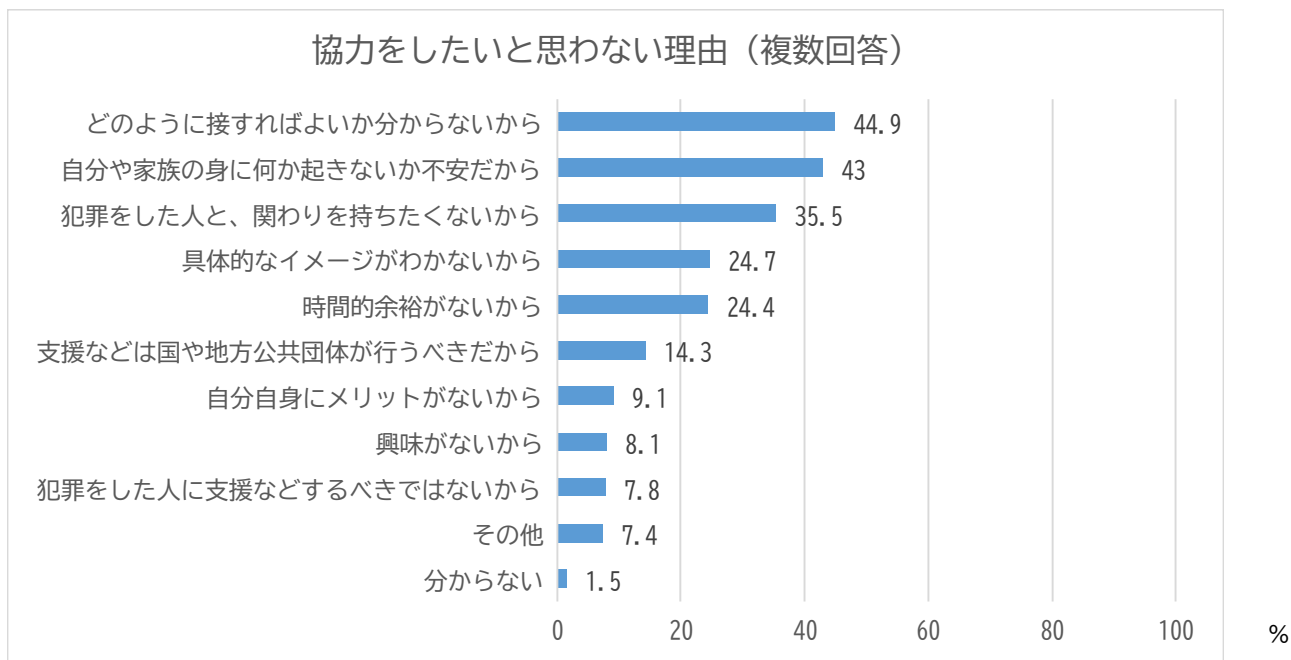
## 第1節 現状の整理

### イ 「思わない」理由

「どちらかといえば思わない」、「思わない」理由を伺ったところ、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」と回答された方が51.5%、「犯罪をした人と、どのように接すればよいか分からないから」と回答された方が47.2%、「犯罪をした人と、関わりを持ちたくないから」と回答された方が42.2%となっております。特に30歳代、40歳代の方の60%を超える方が「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」と回答されています。



### 【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）



※全体 (n=604)

出所者等の立ち直りへの協力意向（年齢階層別）

区分	人数	自分や家族の身に何か起きないか不安だから	犯罪をした人と、関わりを持ちたくないから	犯罪をした人と、どのようによいから	自分自身にメリットがないから	具体的なイメージがわからないから	時間的余裕がないから	興味がないから	犯罪をした人への支援等は国や地方公共団体が行うべきだから	犯罪をした人に支援等するべきではないから	分からない	その他	無回答
全体	604	51.5	42.2	47.2	21.9	34.6	41.4	12.6	12.9	8.6	2.5	2.6	0.2
20歳代	27	55.6	44.4	37.0	63.0	44.4	44.4	14.8	29.6	14.8	0.0	0.0	0.0
30歳代	130	63.8	50.8	50.8	36.2	35.4	55.4	16.9	11.5	13.1	1.5	1.5	0.0
40歳代	147	60.5	43.5	44.2	27.2	36.7	52.4	15.0	8.2	11.6	2.0	1.4	0.0
50歳代	115	45.2	45.2	41.7	11.3	33.0	38.3	11.3	12.2	4.3	4.3	3.5	0.0
60歳代	120	41.7	39.2	49.2	10.0	26.7	30.8	6.7	16.7	5.0	0.8	3.3	0.8
70歳以上	64	32.8	20.3	56.3	4.7	42.2	10.9	10.9	14.1	4.7	6.3	6.3	0.0

【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）

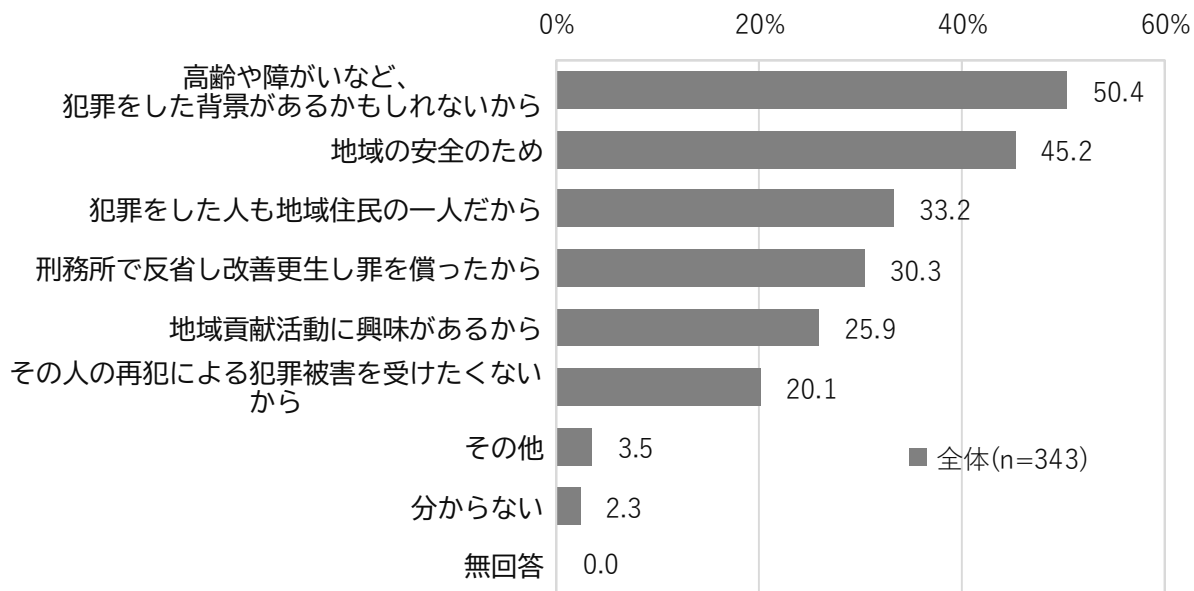
区分	人数	自分や家族の身に何か起きないか不安だから	犯罪をした人と、関わりを持ちたくないから	犯罪をした人と、どのようによいから	自分自身にメリットがないから	具体的なイメージがわからないから	時間的余裕がないから	興味がないから	犯罪をした人への支援等は国や地方公共団体が行うべきだから	犯罪をした人に支援等するべきではないから	分からない	その他	無回答
総数	679	43.0	35.5	44.9	9.1	24.7	24.4	8.1	14.3	7.8	1.5	7.4	—
18～29歳	60	33.3	35.0	45.0	20.0	36.7	20.0	20.0	13.3	6.7	1.7	1.7	—
30～39歳	95	57.9	42.1	35.8	16.8	30.5	30.5	4.2	8.4	11.6	2.1	2.1	—
40～49歳	127	51.2	27.6	46.5	9.4	25.2	37.0	6.3	12.6	7.9	0.0	0.8	—
50～59歳	100	51.0	43.0	57.0	8.0	29.0	39.0	8.0	18.0	13.0	1.0	2.0	—
60～69歳	120	40.8	37.5	49.2	5.0	27.5	18.3	8.3	15.8	4.2	1.7	4.2	—
70歳以上	177	29.4	32.2	39.0	4.5	13.0	9.6	7.3	15.8	5.6	2.3	22.0	—

## 第1節 現状の整理

### ウ 「思う」理由

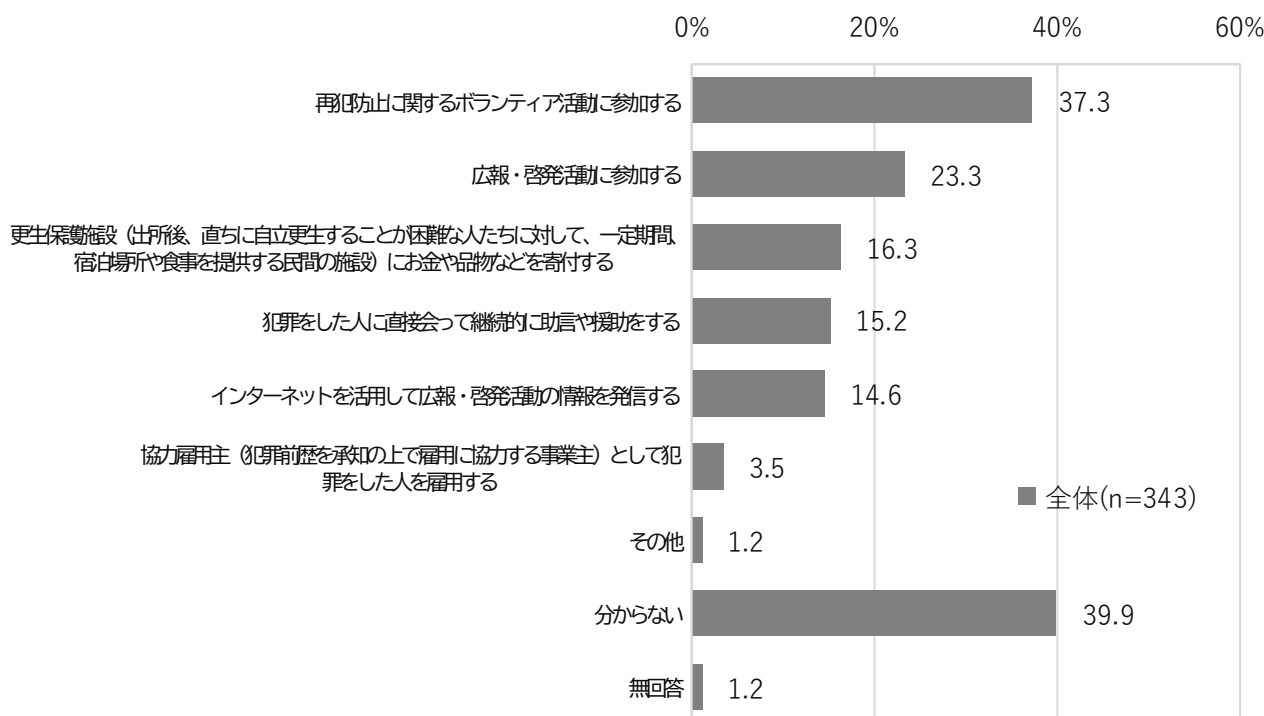
「思う」、「どちらかといえば思う」理由を伺ったところ、「高齢や障がい等、犯罪をした背景があるかもしれないから」と回答された方が50.4%、「地域の安全のため」と回答された方が45.2%となっております。

#### ■出所者等の立ち直りに協力したいと思う理由（複数回答）



エ 協力の内容

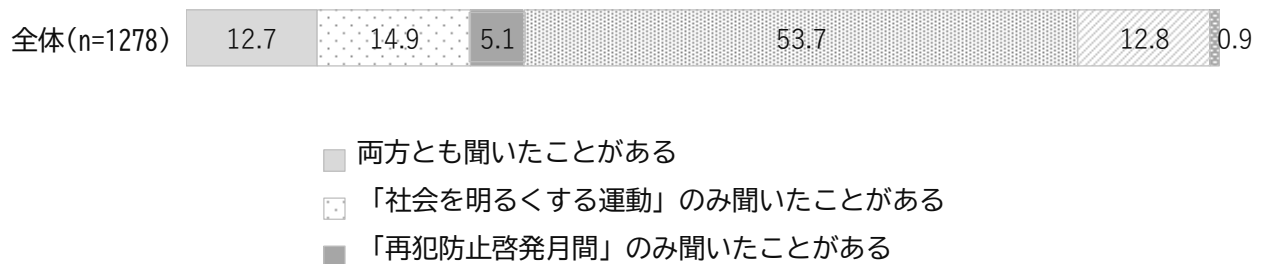
「思う」と回答された方及び「どちらかといえば思う」と回答された方に協力の内容を伺ったところ、「分からない」が39.9%、「再犯防止に関するボランティア活動に協力する」と回答された方が37.3%となっており、協力したいが、何を協力したらよいのか分からない方が多くいらっしゃいます。



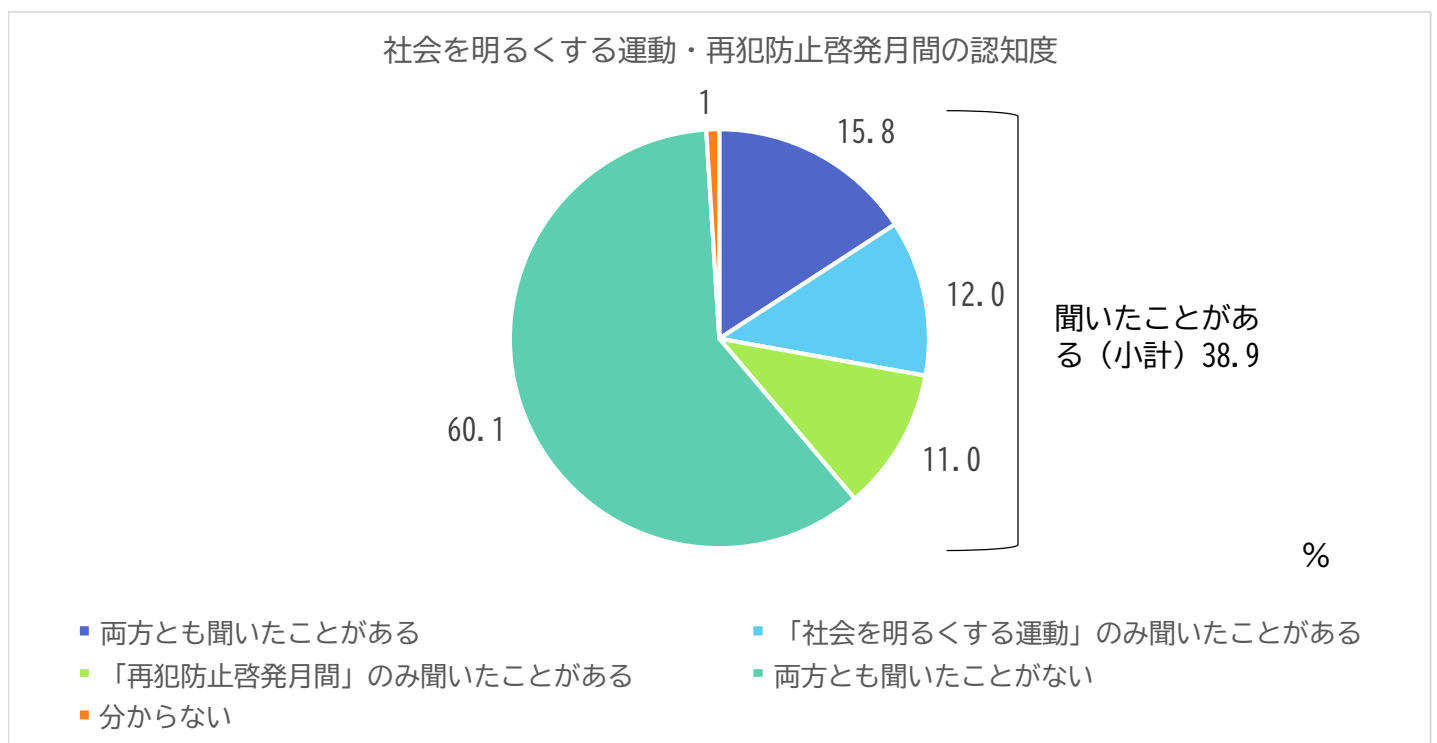
(4) 「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」の認知度

「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」を聞いたことがあるか伺ったところ、50%以上の方が「両方とも聞いたことがない」と回答しています。いずれか、又はいずれの「知っている」と回答された方にどのように知ったか伺ったところ、「パンフレットやポスターで知った」が57.4%となっており、周知に当たっては、他の媒体を活用した周知を行う等の工夫が必要です。

■ 「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」の認知度（単一回答）



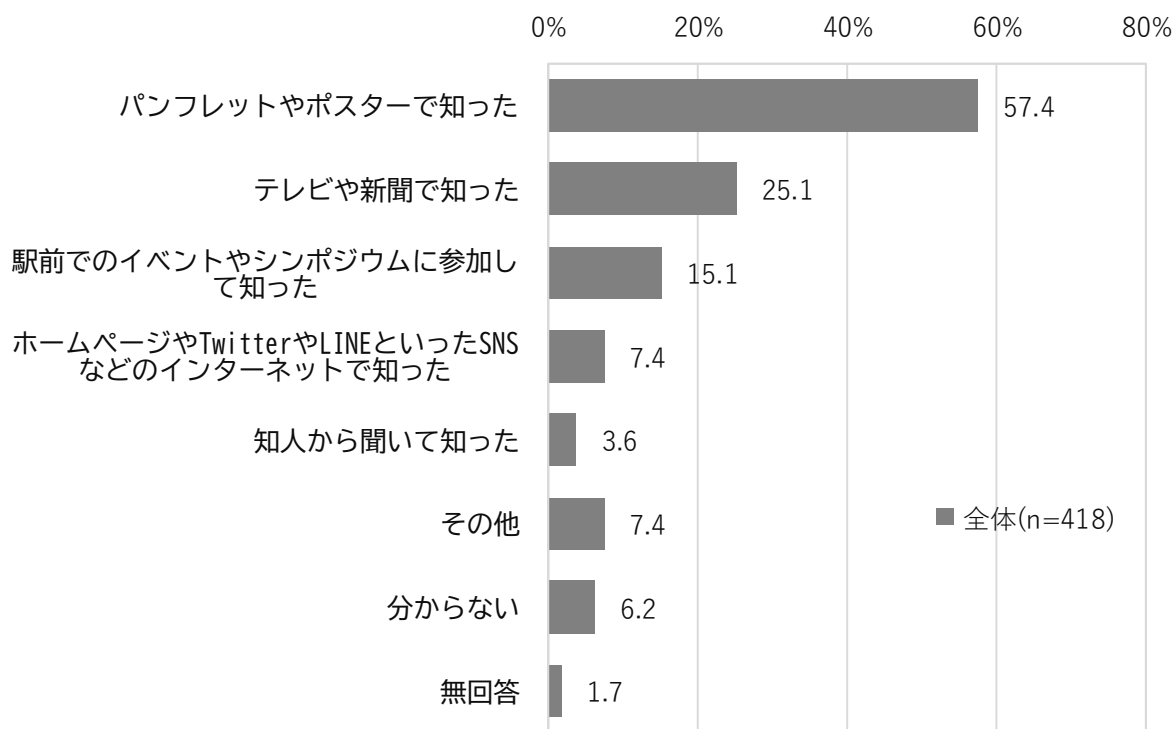
【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）



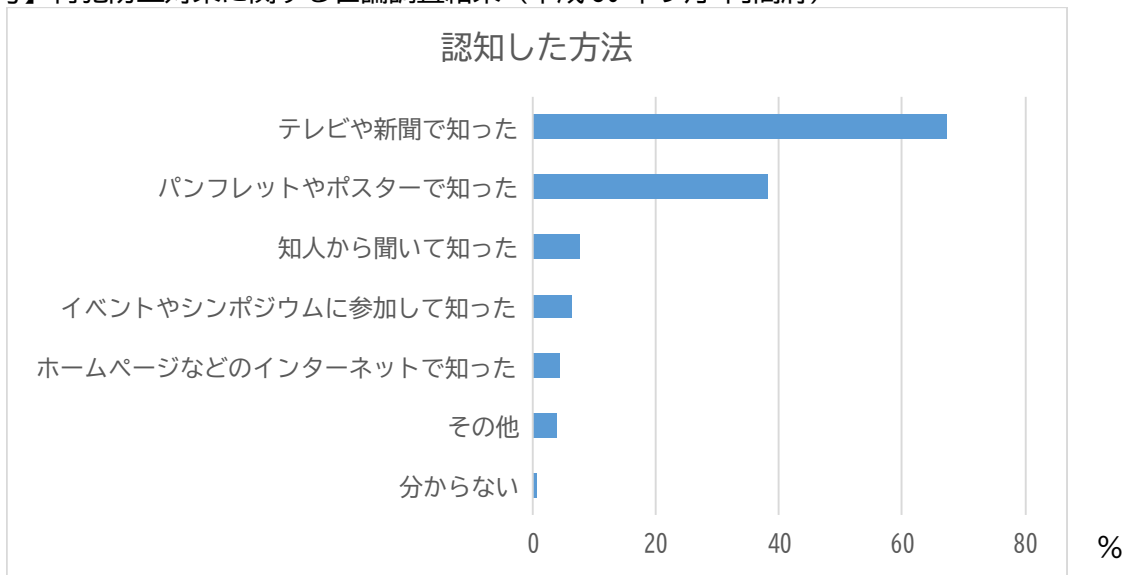
※全体（n=1,666）



■「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」の認知方法（複数回答）



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30 年 9 月 内閣府）



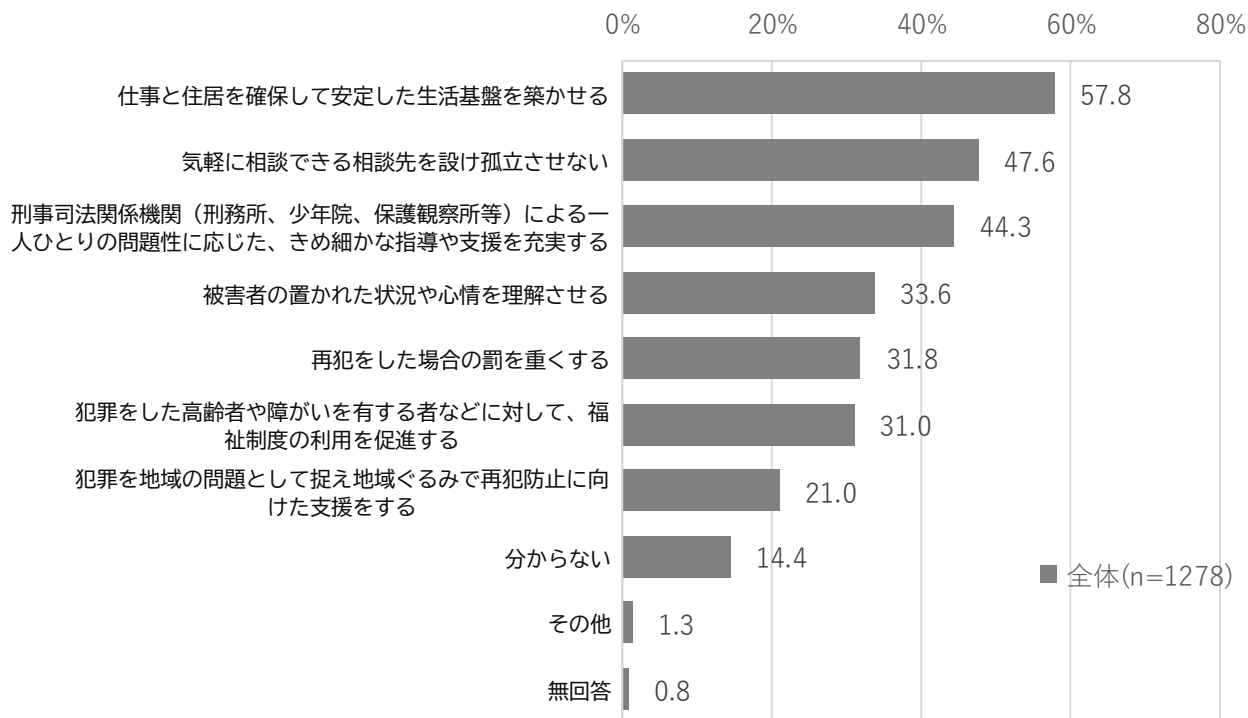
※全体 (n=648)

(5) 再犯防止をするために必要なこと

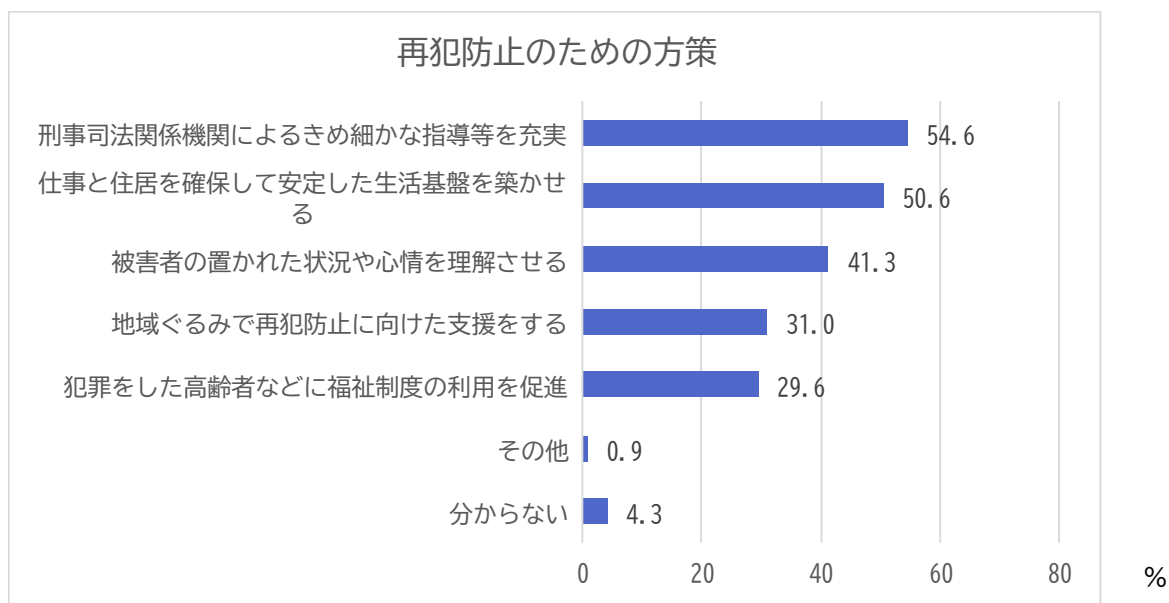
再犯防止をするために必要なこととして、「仕事と住居を確保して生活基盤を築かせる」と回答された方が 57.8%、「気軽に相談できる相談先を設け孤立させない」と回答された方が 47.6%、刑事司法関係機関（刑務所、少年院、保護観察所等）による一人ひとりの問題に応じた、きめ細やかな指導や支援を充実する」と回答された方が 44.3%となっております。

再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30 年 9 月 内閣府）より、「仕事と住居を確保して生活基盤を築かせる」と回答された方の割合が高くなっております。

■再犯防止のために必要なこと（複数回答）



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30 年 9 月 内閣府）

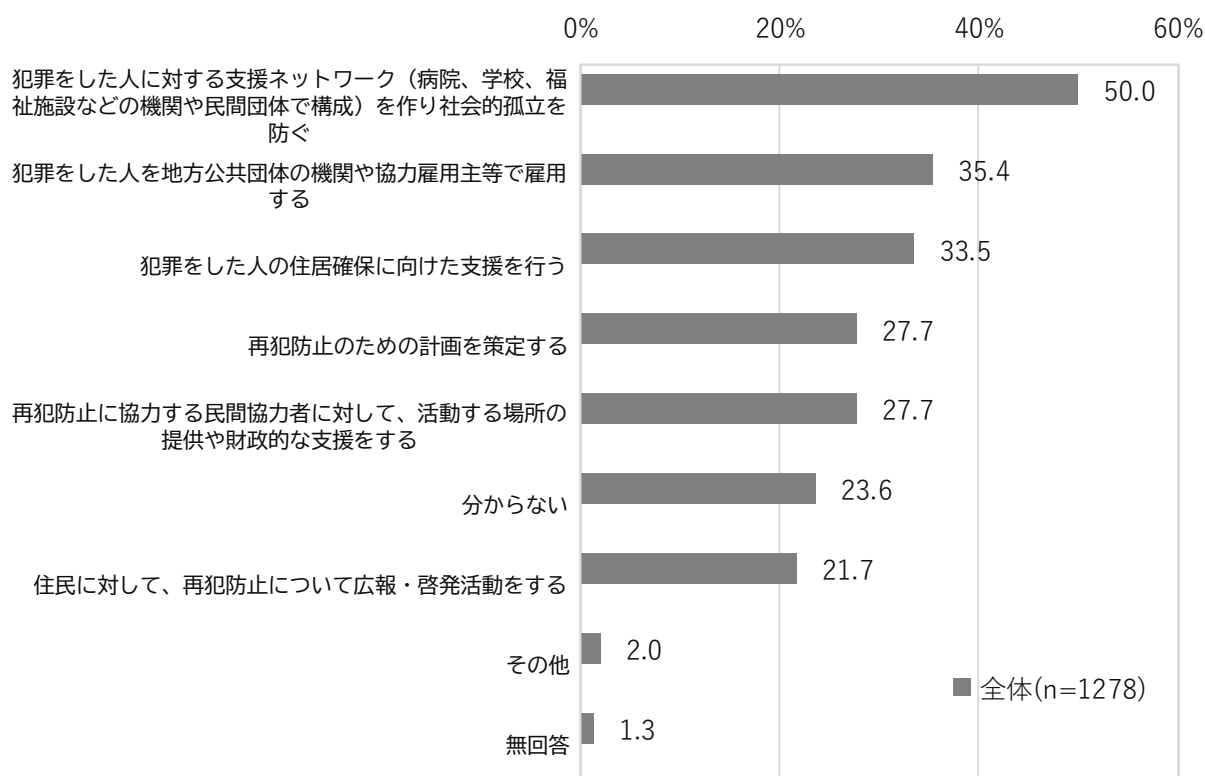


※全体 (n=1,666)

### (6) 再犯防止のために市がすべきこと

再犯防止のために市がすべきこととして、「犯罪をした人に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設等の機関や民間団体で構成）を作り社会的孤立を防ぐ」を回答された方が 50.0%、「犯罪をした人を地方公共団体の機関や協力雇用主等で雇用する」と回答された方が 35.4%、「犯罪をした人の住居確保に向けた支援を行う」と回答された方が 33.5%となっております。

■再犯防止のために市がすべきこと（複数回答）



## 4 再犯防止関連団体調査結果から見る現状

### (1) 出所者が仕事に就くために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
情報提供	雇用主、社会資源	出所の際
	出所当日や2～3日で案内可能な仕事	
	ハローワークと連携し、寮付きの会社や、日払いであってもすぐに紹介可能な仕事	
就労支援	社会福祉協議会や市内事業者等と連携して	出所から就労が定着するまで
	就労支援の窓口につながるような伴走型の	
	高齢や障がいによるハンディキャップを明確にした、無理のない	
物品・金銭等の貸付	就職活動に必要な（スーツ、携帯電話等）	出所から就労が定着するまで
	就労に必要なスキルを身に付けるために必要な（パソコン等）	
	資格（運転免許等）の取得に必要な	
窓口の設置	ワンストップ	支援を申し出た際

### (2) 出所者が住む場所を確保するために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
啓発活動 (地域住民向け)	民間更生保護施設等の理解を促進するような	-
住居確保支援	・住民票の有無にかかわらず、生活保護申請の相談や家賃補助等、総合的な	出所の際
住居確保相談	・相談窓口での賃貸住宅への入居の	出所の際
生活支援	・生活面や金銭管理の指導等を継続的に実施するような息の長い	出所から住居確保後まで
資金の貸付・補助	生活保護制度と連携した住居確保資金	出所の際
	賃貸住宅の家賃	出所から仕事に就くまで
財政的支援 (民間更生保護施設等)	-	-

支援内容	どのような	いつ
住宅の貸付	市営住宅等の空き住宅	出所の際
	アパート仕様の物件、施設	
	個室（集団生活に馴染めない出所者向け）	
制度の構築	出所者に保証人を設定することが困難なケースの対応できるようなセーフティネット	出所の際
	対象者に応じた寄り添い型の各種支援（福祉、医療、生活全般や金銭管理に関する助言、修学・就労支援等）を提供できるような	
	不動産仲介事業者、家主出所者に安心して賃貸物件を貸すことのできるような	
窓口の設置	ワンストップの	支援を申し出た際
多機関協働の仕組みづくり	矯正施設入所前居住地自治体及び矯正施設出所後居住予定地自治体とのケースに応じた柔軟な居住確保について	-
	一時宿泊施設や居住支援法人	

### (3) 高齢者の再犯防止のために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
情報提供	独居の出所者地域で支える場の	-
職員研修	触法高齢者に対応できる	-
支援	社会的に孤立を解消するような	出所の際
	アウトリーチによる	
住居・居場所の確保 （住所不定・福祉的支援が必要な・独居の出所者・）	住居	出所の際から住居の確保まで
	緊急ショートステイ等による施設入所、簡易宿泊所以外の居場所	出所の際から福祉サービス利用開始まで
	地域で支える場	出所以降
福祉サービス等利用支援	生活保護、介護認定、成年後見等の手続	出所の際
窓口の設置	ワンストップの	支援を申し出た際

第1節 現状の整理

支援内容	どのような	いつ
多機関協働の仕組みづくり	インフォーマルな関係も含めた	-
	地域とつながりをもてるような社会福祉協議会や生活困窮に関する部署、高齢者福祉に関する部署等	

(4) 依存症等の方の再犯防止のために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
広報・情報提供 (当事者、家族)	薬物依存についての相談や回復支援プログラム等が受講できる関係機関	-
	都や市が実施する公的な薬物依存についての相談・支援機関	
啓発 (地域住民)	ダルク等の自助グループや民間の回復支援施設等の民間支援団体への	-
	依存症又はしへき対策	
職員研修	依存症について理解を深める	-
支援 (自助グループ)	活動費用	-
	活動場所	
住居・居場所の確保 (住所不定・福祉的支援が必要な・独居の出所者・)	住居	出所の際から住居の確保まで
	緊急ショートステイ等による施設入所、簡易宿泊所以外の居場所	出所の際から福祉サービス利用開始まで
	地域で支える場	出所以降
福祉サービス等利用支援	生活保護、介護認定、成年後見等の手続	出所の際
サポート体制の構築	金銭管理をする支援者、家族をサポートする支援者、借金の対応をする支援者等、切れ目のない	-
	依存症等の出所者と支援機関とつなぐ	退院等で地域に戻るとき
多機関協働の仕組みづくり	支援施設や医療機関へと円滑につなぐ	-
	東京都（保健所）との地域支援ネットワーク	

## (5) 障がい者の再犯防止のために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
広報・情報提供 (矯正施設)	市で実施している農福連携事業	-
啓発 (地域住民)	障がいある人への理解や出所者等の立ち直りに向けた	-
職員研修	障がいのある出所者について理解を深める	-
支援	障がいがあると思われるものの障がいと診断されていない等制度の狭間にある人への	出所の際
	行政専門部署によるアウトリーチによる	
	定期的な訪問や状況確認	
	市 CW による面会	在所中
復学・修学支援	保護者、付添人、家庭裁判所等が行っている少年鑑別所所在所者の復学、修学に係る支援調整への協力	出所の際
支援 (家族)	相談・家事	-
	家族会の紹介	
多機関連携の仕組みづくり	生活保護担当者以外に保健師、障がい者福祉担当等複数の分野による	出所の際
	行政だけでなくインフォーマルな関係も含めた	
	保護司や支援事業者が密接で有機的な結び付きができる	
	矯正施設での支援者会議への参加等	在所中
	帰住先を所管する関係者によるケース会議	

## (6) 地域生活に円滑に移行するために市に支援して欲しいこと

No.	取組	団体数 (n=16)
1	在所中の生活保護申請手続	9
2	出所後必要となる各種手続への所管部署が連携した円滑な対応	10
3	社会復帰支援に係る在所中のケース会議等の実施	8
4	出所者等を個別に支援する事業の実施	10
5	各種支援・相談窓口の提示	7

## 第1節 現状の整理

No.	取組	団体数 (n=16)
6	その他	4

### (7) 連携・調整がとれず、社会復帰が困難となった事例

No.	事例
1	本人の帰住希望地（住所地）や市区町村から帰住そのものについて拒否された事例
2	本人が窓口に来ていないと相談がスタートできない事例
3	在院者のうち18歳未満の少年については、児童福祉との調整が必要となるが、過去に児童相談所に係属していた者であっても、矯正施設に入所すると、児童相談所との調整が難しくなる事例
4	矯正施設入所前の市区町村と異なる地域の市区町村に帰住する事例
5	支援介入に消極的な事例（多数）。対象者との関係が構築できていないことを理由に特に保健師が初めて対峙する事例を受け付けない事例
6	飲酒している場合に、対応できないとして保健師や地域包括支援センターが支援を打ち切った事例
7	市の担当者が放置し、20年に及ぶ家庭内暴力が続き、親に怪我をさせた事例

### (8) 犯罪・再犯に至る原因として特徴的・代表的ケース

No.	罪名	犯罪・再犯に至る原因として特徴的・代表的なケース
1	窃盗罪	出所と同時に生活保護を受給し、住居も確保されていても、生活保護費から住居費や食費等が差し引かれると手元に残る金額が少なくなり、通常は、その金額でやりくりをして生活すべきところ、手元に残る金が少ないことへの不満を抱いて、あてもなく住居を出奔し、窃盗の再犯に至る、又は手元の金を減らしたくないという気持ちから、若しくは手元の金を飲酒等で見通しなく使ってしまったあげく、スーパー等で万引きをするといった事案
2	覚醒剤所持罪	出所後、たまたま、かつての薬物仲間に出会ってしまい、薬物を勧められた。その場では断ったが、1回分をもらってしまったために、後日使ってしまった事例
3	共通事項	被虐待歴・DV・知的障がい・他罰的傾向・対人不全・自分だけが損しているという被害感・視野狭窄・自分本位
4	窃盗罪	摂食障がい・社会的孤立・認知症・生活困窮・家族関係の中のストレス解消（親や夫への仕返し、嫁姑問題等）
5	覚醒剤取締法違反	愛着障がい・自己肯定感の低さ・問題からの逃避



## (9) 非行・再非行に至る原因として特徴的・代表的ケース

No.	罪名	非行・再非行に至る原因として特徴的・代表的なケース
1	非行	【特徴的な原因】 交友関係、反社会的行動パターン、反社会的認知、薬物依存、虐待やいじめ等の被害体験、家族の機能不全（家族の精神障がい、困窮、DV等）、孤立（いじめ、怠学、高校中退、不就労、家出等）
2	非行	学校で個別的配慮が必要な児童生徒が不登校になると、その後ケアされず放置されがちであることを始め、教育現場が障がいや疾病の知識が不十分なことから個別的な配慮が必要な児童生徒を発見できないケース
3	非行	非行、再非行に至る原因は一概にいけないが、学校への不適応や中途退学、就労を継続できないことは、非行の種類にかかわらず多く見られる特徴

## (10) 支援拒否理由、傾向、課題

支援拒否理由	傾向
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援は不要だという誤認</li> <li>・市役所等へ相談に行ったが、支援を受けられなかった経験</li> <li>・自由を制約されたくないという願望</li> <li>・受刑したという経歴を知られたくないという希望</li> <li>・本人や保護者が障がいを受容できない。</li> <li>・申請を拒否されて不信感がある。</li> <li>・個人の資産状況を把握されたくない等</li> <li>・疎遠な親族に同意の連絡をとられたくない、状況を知らされたくない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病識や障がい受容ができていない者</li> <li>・病気や障がいを認識していても、干渉されたくない者又は支援が必要だと感じていない者</li> <li>・他人の世話になりたくない、恥ずかしいという主張</li> <li>・プライドが高く、頑固で見栄っ張りだという性格</li> <li>・本人が医療又は福祉的支援の必要性を感じていない。</li> <li>・手帳を取得することに抵抗がある。</li> <li>・知人、友人に頼る。</li> <li>・通院の中断</li> <li>・対人関係が非常に不得手で、担当医から検査入院を勧められているが拒否するような者</li> <li>・不安定な対人関係</li> <li>・少年及びその保護者等が、自身が医療又は福祉的支援の対象になることに対して抵抗感を抱いている。</li> <li>・地域の自治体に支援を求めること自体を障がい者としてのラベリングになると捉える保護者</li> </ul>

## 第1節 現状の整理

### (11) 再犯防止・社会復帰支援のための取組

No.	取組	団体数 (n=16)
1	市区町村による再犯防止のための独自事業の実施	7
2	地域住民向けシンポジウム・フォーラムの開催	7
3	各機関関係職員によるケース会議	8
4	定期・不定期の協議会	8
5	施設見学・説明会	8
6	その他	9

### (12) (1)～(11)以外で再犯防止施策を推進する上で、市に要望すること

要望内容	どのような	いつ
広報・情報提供 (保護者も含む。)	東京都、市区町村や民間支援団体等の各種相談窓口	-
広報・情報提供 (地域住民)	刑事司法機関と連携した	-
研修等 (市職員)	保護観察対象者に対する偏見や陰性感情を解消する	-
支援	相談窓口に行かない人、行けない人、行きたくない人、知らない人、制度の枠組みに入れないものの支援が必要な人たちへの伴走	-
地域づくり	様々な困りごとを持っている人々(例:ひきこもり、ゴミ屋敷等々)が孤立することのない	-
保護司会活動支援	更生保護サポートセンター(保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動をするための拠点)のサテライト設置	-

## 第2節 課題の整理

### 1 国・東京都の動向から見る課題

#### (1) 国の動向

##### ア 施策ごとの課題

施策ごとの課題	
1	就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
	(1) 就労の確保等
	① 依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと。
	② 実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないこと。
	③ 職業訓練を社会復帰後の就労に結び付くものとしていく必要があるとの指摘もあること。
	(2) 住居の確保等
① 依然として、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること。	
	② 出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があること。
2	就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
	(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援等
	① 高齢者や知的障がい、精神障がいのある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること。
	② 福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること。
	③ 支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があること。
	(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援等
	① 薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、未だ十分とは言い難い状況にあること。
	② 薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移していること。
	③ 大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占める等、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大していること。

施策ごとの課題		
3	学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	
	(1)	学校等と連携した修学支援の実施等
	①	依然として、少年院出院時に復学・進学を希望していること。 少年院出者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院していること。
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	
	(1)	特性に応じた効果的な指導の実施等
	①	矯正施設及び保護観察所におけるアセスメント内容等の関係機関への有機的な引継ぎが必ずしも十分とはいえないこと。
	②	刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っているとはいえないこと。
5	民間協力者の活動の促進等のための取組	
	①	より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働きかけを行っていく必要があること。
	②	民間協力者が、“息の長い”支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を一層強化していく必要があること。
	③	保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいる。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいこと。
6	地域による包摂を推進するための取組	
	①	再犯防止分野において国と地方公共団体が担うべき具体的役割が必ずしも明確とはいえない面もあり、再犯の防止等に関する地方公共団体の理解や施策の実施状況には依然として地域差が認められること。
	①	地方公共団体は再犯の防止等に関する知見・ノウハウ・情報に乏しく、国において、これらを提供する等の支援をしていく必要があること。
	②	支援へのアクセシビリティを確保するという観点から、地域社会における関係機関や民間協力者等との連携をさらに強化していく必要があること。
7	再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組	
	①	再犯の防止等の関係機関における業務のデジタル化を含めた体制の整備
	②	施策の効果検証やその結果に基づく施策の見直し
	③	再犯の防止等に関わる人材の育成や官民の関係者・関係機関の相互理解等の取組の更なる推進

## イ 施策の方向性

施策の方向性	
1	就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
	(1) 就労の確保等
	① 適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練・刑務作業の実施等をさらに充実させる必要がある。
	(2) 住居の確保等
	① 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実や更生保護施設等の受入れ・処遇機能の更なる強化
② 地域社会での定住先の確保を円滑に進めるための支援の充実	
③ 更生保護施設退所後の本人への訪問等による専門的・継続的な支援の拡大	
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
	(1) 薬物依存の問題を抱える者への支援等
	① 薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図る。
	② 刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制をさらに強化していく必要がある。
	③ 増加する大麻事犯者の再犯の防止等に向けた取組を迅速に進めていく必要がある。
④ 薬物依存の問題を抱える者の回復過程においては、その他の精神疾患に陥る場合があることや、断薬に向けて治療等の継続と就労を並行して行うことが容易ではない場合があることを念頭に置いて、対応していく必要がある。	
3	学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
	(1) 学校等と連携した修学支援の実施等
	① 引き続き、矯正施設において、民間のノウハウやICTの活用等により教科指導の充実を図る。
	② 少年院出院後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化していく必要がある。
③ 非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要がある。	
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
	(1) 特性に応じた効果的な指導の実施等
① 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が成立し、今後、受刑者に対し、改善更生のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇が可能となること等を受け、犯罪被害者等の視点も取り入れながら、個々の対象者の特性に応じた指導等を一層充実させていく必要がある。	

施策の方向性		
5	民間協力者の活動の促進等のための取組	
	①	幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要がある。
6	地域による包摂を推進するための取組	
	①	国と地方公共団体が担う役割を具体的に明示することで、地方公共団体の取組を促進する。
	③	地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援連携体制をさらに強化していくこと。
7	再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組	
	①	再犯の防止等の関係機関における業務のデジタル化を含めた体制の整備、施策の効果検証やその結果に基づく施策の見直し、再犯の防止等に関わる人材の育成や官民の関係者・関係機関の相互理解等の取組をさらに進める必要がある。

## (2) 東京都の動向

### ア 具体的な取組ごとの課題

1. 就労・住居の確保等のための取組	
(1) 就労の確保等	
ア	就労支援の取組の一層の充実が求められている。
イ	協力雇用主の業種に偏りがある。
ウ	実際の雇用に伴う不安・負担が大きい。
エ	協力雇用主に対する支援の充実等による更なる雇用の促進が望まれている。
(2) 住居の確保等	
ア	更なる受入機能の強化や、高齢者・障がい者、薬物事犯者等の自立に困難が伴う入所者の増加に対応し得る処遇機能の強化が課題となっている。
イ	各更生保護施設の特徴に応じた更なる活用が求められる。
ウ	更生保護施設等はあくまでも一時的な居場所であり、退所後の適当な住居の確保や退所後の生活が安定するまでの間のフォローアップが重要だが、退所後のフォローアップは一部の更生保護施設の自発的な取組に委ねられている部分が多く、今後の更なる推進が望まれる。
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	
(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援等	
ア	支援を希望しない者等、必要な福祉サービスの確保に至らないまま出所する者もいる。
イ	今後その効果的な実施が望まれる。
(2) 薬物依存を有する者への支援等	
ア	薬物依存症からの回復には継続的な治療・支援を受けることが重要である。
イ	薬物問題を抱える者に対し、地域社会において途切れることのない継続的な支援を、関係各機関で実施していくことが必要である。

3. 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
(1) 非行の防止・学校と連携した修学支援等
ア 非行の未然防止はもとより、非行や犯罪に陥った少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰するには、自立のために必要な修学支援、仕事や居場所の確保等、社会での受入れを一層進めることが求められている。
4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組
(1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
ア 再犯防止のための指導・支援等を効果的に行うには、犯罪や非行の内容はもとより、経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等、対象者それぞれの特性を把握した上で適切な指導等を選択し、継続的に働きかけていくことが重要です。
イ 都及び国の関係機関においても、国の取組を踏まえ、必要に応じ情報共有を図りながら、特性に応じた効果的な指導・支援等を継続的に実施していくことが求められます。
5. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組
(1) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
ア 保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携が不十分であること等、活動を促進するに当たっての課題がある。
イ 再犯の防止等に関する施策は、都民にとって必ずしも身近でないため、関心と理解を得にくく、都民に十分に認知されているとはいえない。
6. 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組
(1) 再犯防止のための連携体制の整備等
ア 地方公共団体が再犯防止に取り組むに当たっては、犯罪をした者等に対する処遇の現状やその社会復帰を促進するに当たっての課題、支援のノウハウ等に関する知見や情報が十分でない。

## 第2節 課題の整理

### イ 具体的な取組

具体的な取組			
1	就労・住居の確保等のための取組		
	(1)	就労の確保等	
	①	就職に向けた相談・支援等の充実（非行少年に対する就労支援）	
		ア	非行少年に対する就労支援
		(ア)	東京都若者総合相談センターにおける取組
		(イ)	警視庁少年センターを中心とした取組
	②	就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた支援	
		ア	東京都しごとセンター及び東京都立職業能力開発センター等における取組
		イ	TOKYO チャレンジネットにおける取組
		ウ	東京都若者総合相談センターにおける取組
	③	多様な業種の協力雇用主の確保に向けた広報等	
	④	協力雇用主の活動に対する支援の充実等	
		ア	協力雇用主の公共調達受注機会の増大
		イ	保護観察対象少年の公的機関における非常勤職員としての雇用
	⑤	一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保	
		ア	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による就労系障がい福祉サービスでの対応
		イ	区市町村障害者就労支援センターによる取組の推進
		ウ	障害者就業・生活支援センターによる取組
		エ	生活困窮者自立支援制度による支援
	⑥	就労支援に携わる関係機関・団体相互の連携確保	
⑦	全ての都民の就労を応援する新たな条例の検討		
(2)	住居の確保等		
	①	入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進	
	②	自立準備ホームの確保に向けた協力	
	③	都営住宅への優先入居制度の活用	
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組		
	(1)	高齢者又は障がいのある者等への支援等	
	①	刑務所出所者等に対する福祉的支援に関する多機関連携の強化（特別調整への協力等）	
	②	加齢等を背景とした犯罪への対応（「高齢者よろず犯罪相談」窓口の設置）	
	③	保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化（法令に基づく各種福祉制度の運営）	
	④	刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関との連携	
	(2)	薬物依存を有する者への支援等	



		①	薬物依存症者に対する治療・支援等のネットワーク構築		
		ア	連絡会議等への参加等による連携確保		
		イ	「連携マニュアル」作成による関係機関・団体の円滑な連携		
		②	薬物依存症者に対する地域における息の長い支援の提供		
		ア	多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進		
		イ	薬物依存症等に関する専門医療等の提供等		
		ウ	薬物依存症回復プログラム等への参加支援等		
		エ	地域支援につながる動機付けを高める機会の提供		
		オ	保護観察が終了する薬物事犯者等への継続的支援等		
		③	薬物依存症者に対する治療・支援等の担い手・受け皿の確保（薬物依存症者の支援を担うスタッフの育成等）		
		④	薬物依存症者の家族等に対する支援の充実等		
		ア	家族等からの相談対応等		
		イ	相談機関等に関する情報の周知等		
3	非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組				
		①	少年の非行の未然防止等		
			ア	学校における非行防止のための教育	
			イ	薬物乱用未然防止のための教育	
			ウ	薬物乱用防止に向けた人材育成の推進	
			エ	学校生活継続のための本人・家族等への支援	
			オ	中途退学者への就労等の支援	
			カ	地域における非行防止等のための支援	
			キ	警視庁少年センターを中心とした非行少年に対する支援	
		②	非行等による学校教育の中断の防止等（矯正施設や保護観察所等と連携した取組の検討）		
		③	学校や地域社会において再び学ぶための支援		
			ア	高校中退者等に対する地域社会における支援	
			イ	矯正施設や保護観察所等と連携した取組の検討	
		4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組		
		①	特性に応じた指導等の充実		
			ア	子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止	
			イ	ストーカー加害者に対する指導等	
				(ア)	被害者への接触防止のための指導等
				(イ)	ストーカー加害者に対するカウンセリング等
			ウ	暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等（暴力団からの離脱に向けた働きかけ）	
エ	少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等				

		(ア)	関係機関と連携したきめ細かな支援等
		(イ)	少年鑑別所における観護処遇への協力
		(ウ)	非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進
		(エ)	保護者との関係を踏まえた指導等の充実
		(オ)	少年院在院者の再犯防止に向けた取組
	オ		女性の抱える問題に応じた相談対応等
	カ		発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等（矯正施設内における指導への協力）
	キ		関係機関や地域の社会資源の一層の活用
5	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組		
	①		民間ボランティアの活動に関する広報の充実
	②		民間ボランティアの活動に対する支援の充実
		ア	少年警察ボランティアの活動に対する支援
		イ	更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実
	③		更生保護事業に対する支援
	④		民間協力者との連携の強化
6	再犯防止のための連携体制の整備等のための取組		
	①		再犯防止のための協議会等の設置
	②		区市町村における再犯防止施策の促進及び連携の確保

## 2 市民意識調査結果から見る課題

市民意識調査において、再犯防止施策として市は何をするべきか尋ねたところ、「犯罪をした方に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設等の機関や民間団体で構成）を作り社会的孤立を防ぐ」が50.0%、「犯罪をした方を地方公共団体の機関や協力雇用主等で雇用する」が35.4%、「犯罪をした方の住居確保に向けた支援を行う」が33.5%、「再犯防止のための計画を策定する」と「再犯防止に協力する民間協力者に対して活動する場所の提供や財政的支援をする」がそれぞれ27.7%、「住民に対して、再犯防止について広報・啓発活動をする」が21.7%となっています。また、再犯防止のために必要なことについては、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が57.8%、「気軽に相談できる相談先を設け孤立させない」が47.6%となっています。そこで、それぞれについて以下に課題を整理します。

### (1) 社会的孤立の防止

出所者等は、家族と疎遠であったり、不健全な交流関係、地域社会や家主・雇用主から敬遠される等、社会的に孤立している傾向が見られます。また、社会や人への不信感や成功体験が乏しく自分自身への不信感や諦めを抱える人が多いとされています。出所者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、病院、学校、

福祉施設等の機関や民間団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進することが必要です。

再犯防止対策の一翼を担う人材として再発防止に協力する民間協力者の存在が重要となっています。市民意識調査において再発防止に協力する民間協力者がいることを知っているかについては、「保護司」が55.5%、次いで、「更生保護施設」が37.6%に続いて、「いずれも知らない」が33.0%となっています。

立ち直り支援に地域のボランティアが関わることで、支援の実効性の向上と地域社会の理解の増進という複合的な効果を創出できることが期待されます。その中で民間協力者は、専門家と協働してボランティアを組織・育成し、本人の社会参加を支えるコミュニティづくりを行い、社会的孤立を防ぐ推進役として重要になっています。

## (2) 住居の確保

刑務所に再度入所してきた者で犯行時住居不定であるものの割合は、17.6%となっており、初入者(12.4%)よりも再入者の方が、住居不定の人の割合が高くなっています(平成31・令和元(2019)年、矯正統計年報)。また、刑務所等からの満期出所者の44.0%が適当な住居が確保されないまま出所しており、住居不定の人は出所後、比較的短期間のうちに再犯に至っている実情があります(平成31・令和元(2019)年、矯正統計年報)。

帰るべき住居のない出所者等の主要な受皿となる民間の更生保護施設は、都内に19施設があり、年間約1,400人の出所者等を新たに受入れています(東京保護観察所)、更なる受入機能の強化や、高齢・障がい者、薬物事犯者等の自立に困難が伴う入所者の増加に対応し得る受皿機能の強化が課題となっています。出所者等の特性(行き場のない高齢者・障がい者、無職である受刑者等)に応じた居住先確保のため、生活環境の調整の充実を図るとともに、帰住先である更生保護施設等による地域生活自立を目指した処遇・支援の在り方の検討を通じ、その活動の更なる促進を図る必要があります。

更生保護施設の職員によると、施設入所者の自立先の確保で困ったことがある割合は76.7%にのぼり、その93.7%が保証人を確保できないと回答しています(平成30(2018)年、法務省)。住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者居住支援法人が、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守り等の生活支援等を実施しており、居住支援法人と連携した住居確保・見守り支援を強化することも重要となっています。

## (3) 就労の確保

就労の有無は、再犯率に大きく影響しており、出所者等の社会復帰・再犯防止を実現するために重要な要素です。刑事施設から仮釈放された場合等には、社会での更生をサポートし、再犯を防止するため保護観察に付されますが、保護観察終了時に無職であった人の再犯率は24.8%で、職があった人の再犯率(7.8%)に比べて約3倍高くなっています(平成25(2013)年~29(2017)年、法務省)。しかし、出所者等は、不規則な生活、浪費、不健康な食生活等、不十分な社会生活スキルをもつ特性を持つケースも多く、就職が難しい傾向が見られます。刑務所出所者等の求職活動は、その前科等のため就職に当たって困難が大きく、また、いったん就

職しても、基本的なマナーや対人関係の能力不足により早期に離職する等職場定着に困難を伴う場合が多くなっています。

出所者等の就労確保のための国の施策としては、矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」及び保護観察所が民間の就労支援事業者に委託して実施している「更生保護就労支援事業」によるきめ細かな就労支援策が実施されていますが、保護観察終了者に占める無職者率は21.3%（平成31・令和元(2019)年、法務省）に及び等、就労支援の取組の一層の充実が求められています。就労後の確実な職場定着に向け、国や都による取組の実施状況を踏まえつつ、ハローワーク、就労支援事業者機構等の関係機関・団体等と連携し、多様な業種の協力雇用主の確保に努めることが必要です。

市民としては、協力雇用主（会社）のことをもっと知るとともに、協力雇用主の製品やサービスを購入する等、多様な会社が刑務所出所者の雇用に積極的になるよう側面支援することが考えられます。

### （4）再犯防止について広報・啓発活動

市民の社会課題に対する意識や理解を増進する上で、普及啓発活動は重要な役割をもっています。再犯防止推進法では、毎年7月を「再犯防止啓発月間」と規定し、国民の間に広く再犯防止についての関心と理解を深めるための事業の実施に努めることとされています。

市民意識調査によると、出所者等の立ち直りに協力したいかについては、「(どちらかといえば)思う」が26.9%に対して、「(どちらかといえば)思わない」が47.2%、「分からない」が25.3%となっています。協力したいと思う理由については、「高齢や障がい等、犯罪をした背景があるかもしれないから」が50.4%、「地域の安全のため」が45.2%となっています。他方、協力したいと思わない理由については、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」が51.5%、「犯罪をした方と、どのように接すればよいか分からないから」が47.2%、「犯罪をした方と、関りを持ちたくないから」が42.2%となっており、出所者等の立ち直りについてはどちらかといえば距離を置きたいとする市民が多くなっています。

また、再犯防止に関する取組である「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」を聞いたことがあるかについては、「両方とも聞いたことがない」が53.7%、「社会を明るくする運動」のみ聞いたことがある」が14.9%となっており、市民にとって再犯防止等に関する施策はあまり馴染みのない存在になっています。

更生の意欲を有する出所者等が、責任ある社会の構成員として受入れられ、「誰一人取り残さない」社会の実現のためには、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報する等して、市民にとって再犯の防止等に関する施策を身近なものとし、広く市民の関心と理解が得られるものとしていくことが求められます。

市民としては、更生保護や更生保護ボランティアのことをもっと知るとともに、社会に暮らす様々な人たちのことを理解し、立ち直ろうとする人を受入れ、地域社会に取り込んでいくことが重要と思われます。

### 3 再犯防止関連団体調査結果から見る課題

#### (1) 社会復帰が困難なケースについて円滑な社会復帰に向けたポイント

No.	円滑な社会復帰に向けたポイント
1	刑事司法機関、自治体及び関係機関等の各担当者が課題をどれだけ理解・共有し、(支援できない理由ではなく)何を支援できるかをともに考えていけるか。
2	刑事司法機関、自治体及び関係機関等の各担当者が課題をどれだけ理解・共有し、(支援できない理由ではなく)何を支援できるかをともに考えていけるか。
3	出所後の地域社会における切れ目のない支援を継続させるために、在所中における児童相談所や市区町村担当部署との連絡調整、ケース会議、各種手続が円滑に進められるよう協力すること。
4	児童相談所や市区町村担当者間の引継ぎ及び調整が円滑に行われる体制を整備すること。
5	関係構築を優先するあまり、支援機会の損失や再犯に発展するという可能性があること。
6	精神疾患や依存症の病気である場合は、本人がSOS発信をする可能性が低い。どのような手段をとれば必要な治療につなげることができるかかという姿勢で関わり続けること。

#### (2) 罪名ごとの円滑な社会復帰に向けたポイント

No.	罪名	円滑な社会復帰に向けたポイント
1	窃盗罪	再犯事例を見ると、彼らにとって窃盗以外の問題解決の選択肢がなく、かつ、窃盗への心理的ハードルが非常に低いことが見て取れること。
2	覚醒剤所持罪	・彼らの交友関係が覚醒剤乱用者等の犯罪性の高い者に偏っていること。 ・薬物仲間との遭遇等を、「偶然の出来事」、「不運な出来事」としか捉えられず、自らの意思で再使用したことへの問題意識が深まりにくいこと。

#### (3) 非行・再非行の円滑な社会復帰に向けたポイント

No.	罪名	円滑な社会復帰に向けたポイント・事例の問題点
1	非行	・個人の資質や成育歴も無関係ではないが、何より、障がいや疾病に係る必要な支援を受けられずに問題が大きくなったことが非行として表出したと考えられること。 ・教員で全て解決はできないので、スクールソーシャルワーカーの常勤化等積極的な活用が望まれること。

(4) 支援拒否の課題

課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者の抵抗感が強く、保護者の同意を得ることに苦慮するケースもあること。</li><li>・医療又は福祉的支援に対する正しい知識を付与する機会を設けることが肝要であること。</li><li>・自分や家族の判断で通院や服薬を中断されてしまうこと。</li><li>・不信感を持つと、「二度と行かない。」と決意している場合があり、説得に応じないこと。</li><li>・行政側に強制力がないので放置されてしまうこと。</li><li>・障がい特性、疾病によるものゆえの拒否ということも踏まえて関与（働きかけ）自体は試みる必要があること。</li></ul>